

令和7年第5回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年12月11日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第107号	飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第108号	飛騨市職員定数条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第109号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第110号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第111号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第112号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第113号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第114号	岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
第10	議案 第115号	岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
第11	議案 第116号	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
第12	議案 第117号	指定管理者の指定について(飛騨市河合健康増進施設(ゆうわ〜くはうす))
第13	議案 第118号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第14	議案 第119号	指定管理者の指定について(飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設)
第15	議案 第120号	飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について

令和7年第5回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年12月11日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	議案 第121号	飛騨市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
第17	議案 第122号	飛騨市養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例について
第18	議案 第123号	飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
第19	議案 第124号	指定管理者の指定について(飛騨市神岡ことばの教室)
第20	議案 第125号	指定管理者の指定について(飛騨市障がい者グループホーム)
第21	議案 第126号	飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
第22	議案 第127号	指定管理者の指定について(飛騨かわいスキー場)
第23	議案 第128号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第24	議案 第129号	飛騨市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例について
第25	議案 第130号	指定管理者の指定について(飛騨市奥飛騨山之村牧場)
第26	議案 第131号	指定管理者の指定について(数河グラウンド)
第27	議案 第132号	指定管理者の指定について(古川ふれあい広場施設)
第28	議案 第133号	指定管理者の指定について(アスク山王)
第29	議案 第134号	指定管理者の指定について(やまびこ館)
第30	議案 第135号	指定管理者の指定について(ふるさと山荘ナチュラルみやがわ)

令和7年第5回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年12月11日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第31	議案 第136号	指定管理者の指定について(まんがサミットハウス、宮川温泉おんり〜湯、アゴラ広場、カフェテリア白木ヶ峰)
第32	議案 第137号	指定管理者の指定について(流葉交流広場、流葉自然休養村運動場)
第33	議案 第138号	令和7年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
第34	議案 第139号	令和7年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
第35	議案 第140号	令和7年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
第36	議案 第141号	令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第2号)
第37		一般質問

○出席議員（13名）

1番	佐	藤	克	成
2番	中	田	利	昭
3番	小	原	美	子
4番	笠	上	雅	廣
6番	水	吹	豊	孝
7番	上			要
8番	森	端	浩	二
9番	井		史	朗
10番	澤	田	清	美
11番	住	川	文	博
12番	前	村	勝	憲
13番	野	山	恵	子
14番	籠	原	美	
	高		邦	

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
教育長	下	出	尚	弘
総務部長	岡	田	浩	和
企画部長	森	田	雄	一
市民福祉部長	野	村	賢	郎
商工観光部長	畑	上	あ	一
農林部長	野	村	久	さ
基盤整備部長	横	山	裕	徳
環境水道部長	谷	口	正	和
教育委員会事務局長	大	庭	久	樹
会計管理者	渡	邊	康	幸
消防長	堀	田	丈	智
病院事務局長	佐	藤	直	郎
建築企画監	田	中	義	樹
財政課長	土	田	治	也
				昭

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	砂	田	健	太	郎
書記	倉	坪	正		明

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さん、おはようございます。本日は、14番、高原議員が欠席であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番、佐藤議員、2番、中田議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第107号 飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

日程第36 議案第141号 令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算（補正第2号）

日程第37 一般質問

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第107号、飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第36、議案第141号、令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算（補正第2号）までの35案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。これら35案件の質疑と併せて、これより日程第37、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。7番、森議員。

〔7番 森要 登壇〕

○7番（森要）

それでは、議長の発言の許可をいただきましたので、私は大きく3点質問させていただきます。

初めに、市営の合葬墓の運用について伺います。養護老人ホーム和光園の納骨所の利用可能数は、市営墓地利用者の墓じまいの件数について、市営の合葬墓の運用するための要綱は整備されたのか、伺います。

市営墓地の合葬墓については、令和7年9月定例会及び予算委員会において質問してきたところであります。合葬墓の運用においては、要綱等は決められておらず、早期に整備して運用できるようにすることを提案してきました。

そこで、現段階での進捗状況、再確認事項を含めて伺います。

①養護老人ホーム和光園の納骨所の利用可能数は、養護老人ホーム和光園では、身寄りのない入所者の遺骨や無縁仏を納める納骨所があります。収骨スペースがないとの理由から令和4年12月に市営墓地の一角に合葬墓を整備されました。ところが、この合葬墓は納骨所の機能がないため、無縁仏の遺骨の収納はできないことが分かりました。結局、和光園の納骨所を利用すること

になるわけですが、養護老人ホーム和光園の納骨所の利用可能数はどのぐらいあるのか伺います。

2番目、市営墓地利用者の墓じまいの件数について。少子高齢化や核家族の進行により、墓を継承する方がいないため、墓じまいが適切に行われず、墓地管理料が滞納される事例が発生するため合葬墓を整備したという説明でした。そこで、令和3年度から令和6年度において、墓を継承する方がなかった件数及び墓じまいが適切に行われず、墓地管理料を滞納された件数を伺います。

3点目の質問です。市営の合葬墓を運用するための要綱は整備されたのか。市営墓地を継承することが難しい方、身寄りのない方、お墓の困難な低所得者の方を対象として、市営の合葬墓を整備されてきたとの説明を受けてきました。そこで、このような市営墓地を継承することが難しい方、身寄りのない方、お墓の困難な低所得者からの令和3年度から令和6年度において、相談件数とその事例に対してどのように対応されてきたのかを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

野村市民福祉部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

おはようございます。合葬墓の運用について3点のお尋ねをいただきました。私からは、1点目の養護老人ホーム和光園の納骨所の利用可能数についてお答えします。

和光園の納骨所は基本的に同施設でお亡くなりになり、お骨の引取りがない場合に利用されます。納骨できるスペースはおよそ1.2メートル四方で、その半分ほどを3段の棚が占めております。3段の棚はほぼ埋まっております。前方の土間のスペースにも数体分のお骨が並んでいますが、納骨方法によってはまだ余裕があります。

なお、具体的な利用可能数についてはお答えしかねますので、御了承ください。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔環境水道部長 谷口正樹 登壇〕

□環境水道部長（谷口正樹）

私からは、2点目の市営墓地利用者の墓じまいの件数について、それから、3点目の市営の合葬墓を運用するための要綱の整備についてお答えいたします。

2点目の市営墓地利用者の墓じまいの件数については、令和3年度から令和6年度における墓地の継承が行われず、墓地管理料が滞納している件数は2件ございます。これらは、平成24年度及び平成25年度から継続している案件でございます。

続きまして、3点目の市営の合葬墓を運用するための要綱の整備についてお答えいたします。墓地に関する相談件数は、令和3年度が22件、令和4年度が27件、令和5年度が25件、令和6年度が22件でございます。

相談内容にはいずれも使用権の承継者による改葬手続や申請に関するものであり、市営墓地を継承することが難しい方、身寄りのない方、墓地の確保が困難な方からの相談はございませんでした。したがって、こうした方々の意見を反映する段階に至っておらず、現時点では具体的な対応まではいたしておりません。

〔環境水道部長 谷口正樹 着席〕

○7番（森要）

ありがとうございます。養護老人ホームの無縁仏、基本的にはこの老人ホームの利用者の方々に身寄りのない方、それから、無縁仏といって行旅死亡人で行き倒れになったような方を市ではあそこをお願いしていたというようなことを聞いておりまして、まだまだ余裕は少しはあるということを確認しました。

ちょっと聞き漏らしまして、環境整備部長、2番と3番の相談件数、もう一度滞納されているのは何件とか、教えてください。お願いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

まず、2点目の市営墓地の利用者の墓じまい件数でございます。継承が行われず、管理料が滞納している件数は2件でございます。これらは平成24年度及び平成25年度から継続されたものでございます。

それから、3点目の要綱の整備についてのところで、墓地に関する相談件数を申し上げましたが、繰り返します、令和3年度が22件、令和4年度が27件、令和5年度が25件、令和6年度が22件でございます。

○7番（森要）

もともとこの合葬墓をつくるというのは、理由としましては、当初予算の資料のときに、親族による継承ができない、市営墓地の継承ができない方、それから身寄りのない方、お墓の確保が困難な低所得者ということでございまして、無縁仏というものについてはもう実際にそのためにつくったといいますけど、合葬墓でずばっと入れてしまうということで、前にも説明を聞いたときには、行き倒れの方々は遺骨としてしっかりと取っておかなければいけない。そのためにつくるといったのに、実際つくったものはそういう納骨所ではなくて、このまま骨を入れてしまうという、そういう説明で、どこでそういう変更が加わったんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

前回の質問のときにもお答えしたかと思いますが、行旅死亡人、いわゆる行き倒れの方、こういった方も入れられるんじゃないかという想定を当初はしておりました。ただ、調べますと、そういった方については、市長が官報等に公告すると、こういった方が納骨されておりますということで一時的に保管する必要がございます。そうしますと、この合葬墓は全て散骨しますので、そういった利用には使えないということで、一旦和光園とはまだ調整はしておりませんが、そういった納骨所に一旦は一定期間置かせていただくような形ということで、そこがちょっと当

初の計画とは変わった点でございます。

○7番（森要）

だから、最初そういうものをつくるために合葬墓をつくりたいということでやったので、残す墓を、骨つぼとして保管するというものを、初めからそういうものをつくるべきだったと思うんですが、それは本当に計画がずさんではなかったんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

ただ、今ほど申し上げました行旅死亡人に関しましては、一定期間過ぎましたところで本当に引取手がない場合は入れられますので、当然利用はできるということでございます。

ただ、そういった方が今は見えませんので、そういった実績がないということでございます。

○7番（森要）

平行線になるような気がします。予算のときの説明はあくまでもそういった方々を入れるためにつくるんだというのがあって、そんなものは初めに分かっているんだから、納骨所を初めからそういうものをつくる、計画するべきことだったと思うんです。和光園のところをお願いしとってつくらせてもらったので、それじゃいけないから市でつくるという説明だったというのを聞いておりますけれども、だから、非常に私はこれはいけないことだなと思っています。

今後、そういった行き倒れの方というか、昔はあったんですけど、あんまりないと思いますので、そういった場合はもう一度また和光園をお願いして、ある一定期間は残させてもらっておく、保管させてもらうことは大切だと思っているんですけども、私はこういったもの、大事なお金、300万円近いお金をつくって、それを全然使わずにいくということは非常にもったいない話だったと思っているし、計画がずさんだったと思います。

そこで、合葬墓を運営する要綱をなるべく早急につくるようにとお願いしていたんで、前回確認しましたらまだできていないというようなことでありました。当然こういった市営墓地の継承ができない方、そういった方も出てくるし、今後身寄りのない方、お墓の確保が困難な方も出てくるので、相談に来たらすぐこういう条件ならできますよ、入れますよとか、そういったことをできるようにするために要綱は早急につくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

議員おっしゃるように、要綱はつくるべきだと思っておりますが、実際に今回の答弁でもさせていただきましたように、具体的な御相談がなかったということもございます。ただ、整備した折にはアンケート調査を市営墓地の利用者に対しまして行っておりまして、それからちょっと時間がたっておりますので、再調査ということも当然想定しております。また、終活支援センターと連携しながら、御相談に見えた際に、市営墓地に関してとか、そういった墓じまいについて、ちょっと御意見をいただくような機会を考えますので、前向きに進めたいと思っております。

○7番（森要）

相談がなかったからつukらないというのは非常におかしい話で、例えばこういった和光園の

方々の亡くなられた方が、その方がもう墓なんかもつけれないとすれば、和光園でつくってもらいかも知れませんが、ここに継承する方がないということは市営墓地に入れていくことも可能性はある。そういう場合は幾らになるのか、お金は幾らもらえばいいのか、それともただですか。それから、お年寄りや和光園に入っているけど、親戚はあるけどなかなか離れていてなかなかできない、そういった部分についてもある程度は入れてもいいんじゃないかなという、そういう方々は一体どのぐらいのお金で入れるのか、毎年の管理というのは、1年に1回ぐらいはお経を上げるんだとか、それはなしにするとか、入れるには1回だけの使用料だけであとはもうずっと要らないんだとか、そういった具体的に決めていないのでは入ることができないんじゃないでしょうか。その相談があるかなしにかかわらず、どういうケースの場合には入れるんだという要綱は早急にしっかりとつくっておくべきだと私は思いますので、ぜひ早めにつくっていただきたいと思います。

市長に伺いますが、こういった予算をつくる時に非常に血のにじむ思いでつくったというようなことを昨日も言われましたね。合葬墓をつくる、私はこれだけ、資料を見ただけなら必要やな、やるべきやな、これは大事なことだなと思いますけれども、実際に中を見たら、こんなことは市長には分からなかったと思うんですね、合葬墓、納骨所でなくてばらっと入れるものになってきたとか。私は非常にこの予算の使い方、この整備をするだけの、これの資料だけ見れば私は納得するんですけど、実際の計画を立てる担当者がこんなようなずさんな計画でやってもらったんでは非常に今後もおかしいことになるんだと思います。本当にこういった、こういうためにつくりますといったことのおりになっていないんですね。だから私ちょっと積算して、皆さんのやり方、本当に検証されているのかどうか、説明したことと同時にそういった納骨所でなかったり、計画がずさんなことで内容を変えてしまうというようなこと、私はおかしいと思うんですけど、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

ちょっと議員が何を求めてみえるかがよく分からなくなってきましたんですが、計画、これは最初の経緯、非常によく覚えていますが、最初、墓じまいが非常に増えてきて、それでお骨だけを並べて供養してもらえるような場所を市営墓地でつくったらどうかという議論からもともと始まったんです。ところが、市内に幾つかのお寺で共同供養の納骨所をつくられるところが増えてきたので、複数あったので、一種の民業圧迫になるという議論があって、それで、本当に無縁仏とか、行き先のないものを収骨する納骨堂にやるという話をして、手元に資料があるんですが、議会でもそういう説明をしているんです。なので、お骨は全部混ざってしまうタイプだということも最初に説明しているし、そういう資料もあります。なので、運用としては最初からその想定だというふうに考えておりますので、実際にその資料もありますし、そういうふうなことも書いてあります、今も見ると市議会でも言っております。なので、これは、そこはあんまりそごがなく、当初どういうものだというふうに認識されていたのかを確認させてもらえればよいと思うんですけど、お願いします。

○7番（森要）

私はこのとき議員ではなかったので、聞いてなかったんです。たまたまこういう問題が出たから、その当時の資料を持ってきました。その説明も聞いていなかったので分かりませんが、要は合葬、無縁仏とか、そういった納骨で入れなければならないのに、そういう身寄りのない方、しかもお金なんか少なく、なかなか離れている方があるけど、それを例えば他のところにやるなんて納骨はかなり高いお金が要るんですね。だから、行き倒れ方もあるし、そういった和光園のやつももういっぱいになってきたから、それをやるんだということで私はこの問題が起きたときはそういう話で聞いていたんです。だから納骨所をつくるんなら、初めから納骨所を市営の墓地のほうへつくるべきだったのではないかなと。それを何で高いところへ混ぜ、民業を圧迫するからじゃなくて、今あるところのスペースが駄目だからそういった方、身寄りのない方に対処する納骨所をつくるんだというふうに聞いている、そういうことなんです。

△市長（都竹淳也）

分かりました。そうなんです、要するに、低所得者の方々が安価に預けられる納骨堂が欲しいという計画をすべき、そういう計画をすべきだったんじゃないかという御主張ですね。それは最初からそういう考え方を取っていないんです。なので、要するに、お墓を建てることができなくてお骨だけは預けたい。しかもそれは高い金額になるから安い市の納骨所をつくったらどうかという、そういう話ですね。そういう前提は最初からないんです。それは最初の段階で、お寺とかできてきているので、それでそちらのほうをまず優先して使ってもらおうという話になっていて、それで、むしろ和光園とかの行旅死亡人とか、身寄りのない方で和光園で預かっている分はもういっぱいになってきているし、あるいはもう墓じまいをしたいんだけど、お骨は別に骨つぼで個別にしてもらわなくてもいい、もう全部混ぜても構わないからという方のためにつくろうということだったので、今おっしゃるような合葬墓をつくるとすれば、合葬墓といいますか、納骨堂ですね、つくるとすればこの後の計画と、この後どうするかという話ですが、ただ、今そのニーズをすごく聞いているという状態ではありません。なので、これにつきましては、まだ今現在検討の議題に上げて、何かしら検討しているということではないというふうに御理解いただければと思います。

○7番（森要）

私は今、納骨所をつくれと言っているのではないんです。それはもう今後あまりないだろうから、今の和光園でお願いすることでもいいだろうと。今、身寄りのない方、低所得者のために合葬墓をつくったんだということで、その説明もありましたね。だから、私はそういうときに、低所得者の方のため、それから、行旅死亡人のためにやるんだということだから納骨所は必要だったんでなかったかという計画が、合葬墓を入れるわけではおかしかったんでなかったかなということと言ったんですね。低所得者の方々に入ってもらうためにこれをつくるんだということをつくったけど、いまだまだ要綱もつくらずに実際に相談がなかったからやらないということはちょっとおかしいんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

△市長（都竹淳也）

どう言えばいいんでしょうか、和光園とかがいっぱいになってきたりした分をそこに入れるということなので、要するに、骨つぼのまま預かったのがたくさん増えてくるので、いっぱいにな

るからそこに入れようという話なので、それは当然できているわけですから、今後そういうことに使っていくということですし、それから、もちろん市民の皆さんで、これをどこかに預けるんじゃないくてもう引き取ってくれということがあればそれは引き取るということですから、そういう場所として設けてあるということなので、使えるという状態になっているからいいんではないかというふうに思うんですが、どこに問題点があるのか、よろしくお願いします。

○7番（森要）

だからせっかくやっているのに、すぐ使えるようにもう要綱もつくってやってほしい。和光園の遺骨が多分たくさんになって入れないといけない場合は幾らでやるのかとか、そういったことを話されていますかということなんです。だから、はっきりともうできているんだから、そういうこともしっかりとやる必要がある。この問題については、私は市民の方から、この合葬墓をつくるようになった、そうやけど、どうやって入れたらいいのかということ全然広報がなかった。入れられるんだろうか、どうだろうかということがあったので、だから私は聞きに来て、このいきさつを調べたわけなんですよね。だから早めにもうできているし、そういう需要も実はあるんですよね。相談して入りたいという方があるんですよ。だから要綱をしっかりとつくって早めに、だから今の和光園の人のお骨を入れる場合は幾らにするのか、一般市民の方は幾らにするのか、そういうことをしっかりと検討されていますかということなんですよ。

△市長（都竹淳也）

分かりました。御希望があるということなんです、使い方が分からんという、使い方が示されていないので、それを使えるようにしてほしいということですね。分かりました。それは至急対応したいと思いますし、多分申出、その話を聞いていないので余計にそうだったんじゃないかなというふうに思いますので、あくまでも和光園のものを移すだけなら中の話ですからね、ということだったんじゃないかと思いますが、御希望があるんでしたらそれはもうすぐというふうに思いますので、早速整備をさせていただきたいと思います。

○7番（森要）

それでは、2点目の質問をさせていただきます。本市の土地利用計画の対応についてを伺いまして、農振地区の基礎調査の状況について、古川町上町地区の土地利用計画について伺いたいと思います。

本市の将来像を的確に描き、秩序あるまちづくりを進める上で土地利用計画は極めて重要と考えます。特に、宅地化や商業化の需要が高まる地域においては、都市計画法における用途地域の指定の有無が建築物の規模、用途、景観形成などに大きく影響します。本市の著しい人口減少下において、無秩序な土地開発を防ぐ適切な規制をすることにより、道路整備、上下水道整備、冬季の除雪に至るまでの効率的なインフラ整備や、維持管理が図られるからであります。用途地域の指定をする上で農政における農業振興地域整備計画との調整が必要になってくるのは自明の理であります。

そこで、飛騨市の土地利用計画の対応について2点質問します。

農業振興地域整備計画の基礎調査について。令和6年9月の定例会において、5年に1回行う農業振興地域整備計画における基礎調査の実施を求める質問をし、今年度、古川町の基礎調査に必要な経費が予算計上され、古川町の上町地区から調査を始めるとの答弁でした。この調査の進

捗状況と、そこから見えてきた課題について、市街地周辺を含めて伺います。

2点目、古川町上町地区の土地利用計画について。古川町上町地区は、市内では降雪量が少なく、高山市にも近いことから、一般住宅やアパートなどの開発圧力が強い地域になっています。隣接する高山市などへの人口流出を止めるダム機能とも言える地域となっています。この地域は都市計画法における用途地域となっていないことから、農業振興整備計画の農用地区域でない農地、いわゆる白地の無秩序な土地開発が懸念されます。こうした現状から、上町のうち是重地区に接する一定の地域は、秩序ある市街化を誘導すべき範囲と見ることができます。

そこで、古川町上町地区の一部について、都市計画法における用途地域の指定を検討するべきと考えますが、市の考え、方針を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

本市の土地利用計画への対応について御質問いただきました。私からは1点目の農振地区の基礎調査の状況についてお答えいたします。

現在、県内でも実績のある調査会社と5月に委託契約し、現行の農業振興地域整備計画書と農地基本台帳、土地課税台帳、土地利用計画図などを照らし合わせて、古川町地区の基礎調査を進めているところです。

見えてきた課題は、本来であれば農用地区域として位置づけることが適当と考える農地が白地となっている箇所が確認されたほか、逆に農地としての継続性や集団性が十分でない、いわゆる点在農地が農用地区域に含まれるケースがあるなど、幾つかの課題が明らかになったところがございます。

これらの状況は将来の営農環境の維持や農地の保全を考える上で計画の妥当性や実効性に影響を及ぼすものであることから、今回の基礎調査の結果を踏まえ、農用地区域の線引きの適正化を図る必要があると考えております。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 横山裕和 登壇〕

□基盤整備部長（横山裕和）

それでは、私からは2点目の古川町上町地区の土地利用についてお答えいたします。

上町地区は、飛騨市都市計画マスタープランにおいて、都市計画区域内で用途地域が指定されていない地域のうち、住宅等の建築物と農地が混在する地区となっていることから、農地・住宅等共生ゾーンと位置づけております。

農地・住宅等共生ゾーンでは、住宅等の都市的土地利用と農地の農業的土地利用の共生を図ることを基本として、農地が本来有する多面的機能を生かす観点から、土地利用の転換は原則として抑制し、住宅等の都市的土地利用についても農地との共生を第一とした土地利用を図ることとしています。

また、飛騨市都市計画マスタープランの上位計画である岐阜県の区域マスタープランにおいても、上町地区は農地・集落ゾーンとして位置づけられ、優良農地の保全を図り、それらと調和した良好な集落居住環境の形成を図ることとされており、上位計画との整合を図る必要もあります。

近年、国からは、将来的な人口減少を見据え、持続可能なまちづくりを実現するために、集約型の都市構造の形成が求められており、この方針の下で用途地域の拡大は現実的ではありません。

用途地域を拡大することは、現在の用途地域に設定されている市街地のスプロール化やドーナツ化を招くおそれがありますし、都市的土地利用に伴うインフラ整備が必要となり、投資負担が増加することにもつながる可能性もあるため、慎重な対応が必要と考えております。

また、古川町の用途地域内においては、現状でも住宅等の建設が可能な未利用な土地も多くあることから、区域の拡大ではなく用途地域内の土地利用を進めることが重要と考えております。

〔基盤整備部長 横山裕和 着席〕

○7番（森要）

ありがとうございます。農林部長に伺いますが、今調査をされてみえて、非常に農地の点在化、いろいろこれは白地がかなりある。私も白地を例えば除外すると、そのままほかっておくと、余計に荒れていくような気がしております。私は本当はそういうところの見直しは当然していただきたいと思っておりますし、それをやるには用途をかけてしっかりとこの住宅地とかをやるべきだと思っておりますが、今、用途のことについては基盤整備部長からも聞きましたけど、白地のことに対する私の考え方は、そのままにしているのはちょっと難しいんじゃないかという気がしますが、農林部長としましては、どんなふうに思われますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

古川町も、例えば林縁部みたいなところもあれば、あるいは市外から離れているんだけども住宅が広がっている地域、あるいは上町周辺みたいにもう市街地に近くて、農地も宅地も点在しているような地域とありますので、そこを分けて考える必要があるかと思っております。

やはりこれから人口が急速に減っていきますので、それに見合った適正規模とか、守り方をどうしていくかという意味では非常に今回の御質問の趣旨というのは大切なところじゃないかなと思っております。

我々のサイドとしては、具体的に申し上げますと林縁部周辺の今浮かび上がってきているのは、もう荒れてしまったところ、あるいは林地化してしまったところがそのまま農用地区域に入っている、あるいは、これは市街地周辺になるんですが、先ほど申し上げたみたいに、本来であれば農用地に入っていなきゃならないところが入っていないということもやはり散見されました。これは恐らく合併の前から、今は表管理とあって、要は農用地区域が表記されているんですが、前は除外された農地で表記されていたんで、そういったことで起きてきたんじゃないかなと推察しております。

そうした上で、まずはきちっと本来の姿に編入、あるいは点在しているところは除外ということをきちっとするということがまず第一になりまして、その上で、今後の土地利用を都市計画サイドと調整を図りながら進めていくということが大事であるのかなというふうに思っております。

す。

○7番（森要）

ありがとうございます。私も同じような認識で、非常に上町地区は本当虫食い状況がひどい。それから耕作放棄地もある。それから今横山部長の答弁であそこは共生ゾーンでやっていくと、上のほうではそういった都市計画は非常に難しいんだということですが、私はあそこは住宅地としてある程度、工業地もありますけどもしっかりとすみ分けをして、それに応じた道路とか、水路とか、それからいろんな計画が立てられて、100年の体系でございますので、そうやってやるべきじゃないかなと私は思っているんです。今の幸栄町とかああいうところもつくっていただきましたから、ほかのものを誘導するということはまた私の後のテーマでございますけど、今日は、この上町地区のことを私はこういった虫食いを防ぐためには用途をしっかり白地をするにもやるべきだし、見直しをするちょうどいいタイミングなので、土地利用計画をしっかり立てるのは大切だと思っているんですが、市長もこの私の言った考え方についてどう思われますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

おっしゃるとおりなんです。土地用地は非常に実は難しい問題なんですけど、いろんなことがありますので、一口になかなか言えないところもあります。とにかく諸問題が非常にありますから、でも、議員のおっしゃるようなことは非常に理解できるということでございます。

○7番（森要）

私は本当にこれもいろんな方々からいろいろ聞いて、やっぱりこれをやるべき、道路もしっかりとした住宅にするのは道路整備、また、水路も非常にあそこはいいところなので、水路の便もいいので、そういった計画も立てられますし、住宅地も点在したところとんとんとつくっていくよりもしっかりとやったほうが私はいいと思いますし、工業地域もあると思います。優良な農地を除外するということが非常にあそこは穀倉地帯でいい場所であったということもあるんですが、今現状はもう虫食い状態になっていると。これでは非常に問題が起きると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

それでは、次の質問に入りたいと思います。地域営農構想の策定と担い手支援について伺いたいと思います。

地域営農システム構想策定のプロセスから見えてきた課題について。2点目は、市役所内に地域営農を統括する専任組織の設置についてを伺います。

飛騨市では水稻生産者の高齢化や後継者不足により、水田の受け手が減少しています。このため多くの兼業農家の後継者は農地の維持といった負担を抱えています。一方、受け手となる土地利用型農業の後継者は、これ以上農地の受け手として営農を持続できるだろうかという不安を抱えていると聞きます。このままでは古川町市街地周辺に広がる水田も耕作放棄地化が進み、住環境や景観形成まで崩れてくるのではないかと危惧しています。昨年の12月定例会において、耕作放棄地の増加、担い手の高齢化、受皿となる農業生産法人の問題、農作業の効率化を図るため、地域営農システム構築の必要性を述べました。

構想策定には、丁寧な合意形成のプロセスが大切になり、土地利用型農業の農業生産法人や中核的農業者、地域の合意形成となる農業改良組合や農業委員会関係機関であるJAひだや岐阜県などと協議を重ねることからスタートし、令和7年度中の地域営農システム構想の策定を目指していくと答弁をいただきました。私は、この構想策定は重要であり、かつその実現は大変であると認識しています。そこで、次の2点について伺います。

地域営農システム構想策定のプロセスから見えてきた課題について。水田農業を担ってきた多様な担い手のリタイアが進む中で、水稲が作付され、良好な水田環境が維持される仕組みづくりを目的とした地域営農システム構想策定に向けて、様々な生産者の声を聞かれていると思います。そこから見えてきた課題について伺います。

2点目、市役所内に地域営農を統括する専任組織の設置について。これまで市役所の農政担当部局の業務は、国や県の補助事業の活用、加えて市の補助制度などをつくり、農業者や地域を支援する取組が主であったように思います。とても重要で範囲が広く大変だと感じています。一方で、さきに述べた課題を解決していくためには、農作業受託組織のネットワーク化や、そのための支援が必要であります。加えて、国土保全にもなる土地利用型生産者と市の管理とも受け取れる農道のり面の草刈りや水路の清掃活動など、それらを調整する仕組みづくりを進める業務が必要となるのではないかと考えます。こうした地域営農を統括する専任の組織体制をつくる考えはないか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からは、2点目の専任組織の設置についてのお答えをしたいと思います。

市役所の中に地域営農を統括する専任組織を設置したらどうかという御提案でございます。全くごもっともでございます。地域営農、この問題を非常に重視をしているものですから、農業後継者の不足への対応という切り口もあれば、農地の集約化、農作業の受託組織のネットワーク化、それからのり面の草刈り、水路の維持管理、また、地域資源の保全ですね、こうした点いずれを取っても飛騨市の農業の持続性というのを確保していく上では大変重要でありますから、この地域農業全体の振興、経営支援ということになってきますと、地域営農の推進というのは総合的に取り組んでいく重要なテーマだということは重々認識をしております。

ただ一方で、市役所の現在の職員体制は極めて厳しい状況にございまして、新たに専任組織を設置するだけの人的余裕がないという状況です。これは正職員がだんだん取りにくくなってきているということももちろんありますし、会計年度任用職員のような職種の方が本当に今取れないものですから、かつての市役所のように人的な余裕があるという状況になっていないということがあって、現時点で専任組織を設けられるかというとなかなか難しいというのがお答えになります。もっと正確に申し上げれば、やりたくてもなかなかできんということでございます。

したがって、当面やはり現在の農業振興課を中心に関連部署が連携して、そして地域の皆様方、関係団体と協力しながら進めていくという方法しかないかなと思っておりますので、気持ちとしては賛成なんです。なかなかちょっと難しい状況にあるということは御理解いただきたいと思

います。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

私からは、1点目の地域営農システム構想策定のプロセスから見えてきた課題について答弁いたします。

森議員から昨年度の一般質問で御指摘をいただいて以来、今年度は古川町の策定を目標に、1ヘクタール以上の水田を耕作している農業者へのアンケートの実施や意見聴取などを進めているところです。アンケートや個別の聞き取りにおいては、水田を担ってきた多様な担い手の高齢化とリタイアの進行、機械更新にかかる費用負担の大きさ、農地が狭く点在していることによる作業効率の問題、自身の後継者問題への不安といった将来の営農継続に関わる切実な声が寄せられています。特に、息子が後継者となってくれたがこれでよかったのかと、将来不安を吐露される意見、また、水田の規模拡大を進めているが、工事が完成すると大きな農業機械の導入が必要になるが、その資金をどうするかといった構造的・地域的課題が明らかになってきております。

こうした意見を踏まえ、本市といたしましては地域営農を持続可能なものにするため、土地改良事業による農地の規模拡大と集約化の推進、農業機械共有化や共同作業体制の構築支援、意欲ある担い手の育成確保、地域全体で営農を支える協働体制の整備などを構想の方向性として整理しているところでございます。

引き続き、農業者や関係団体の皆様の声を丁寧に伺いながら、具体的な施策の検討を進め、本年度中の構想策定に向けて取りまとめを行ってまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○7番（森要）

ありがとうございます。今農林部長から地域営農システムの課題を聞かせていただきました。私は今年から親から受けた田んぼをやりかけました。実際やってみるとやっぱり大変ですね。昔はみんなで手植えでやったりしてやってきたんですけど、もう私たちはそれぞれ行くようになってからはもう人に預けていったんですけど、たまたまもうそろそろできないというようなことで、そうしたら持続してやっていくためにはどうしたらいいかというようなことで私、今年はやってみようかなということでやってみました。それには機械もないから、機械も中古を買わせてもらったり、実際やったりしました。そうすると、非常にお金がかかるものだな。小さい1反ぐらいのものに何十万円もする耕運機とか、脱穀機とか、それでちょっと傷むと最低でも五、六万円かかる。それで、作業しようかと思うと、昔はたくさんで手伝ってくれたけど、私1人だということになると非常にこれは難しいな。こういったこと、今言われました玄の子の土地改良なんかやられたときに、担い手の方が、この前も出ていましたけど、農道の畦畔の草刈りをとてもできる、昔は受注したいからそれぞれできたんですけど、それができなくなって、担い手の方々に負担を求めるのはちょっと私もおかしいね、やっぱり市のものだから市で何とか管理して草刈りもやればいいんだなというようなことを思っているんですが、そういったことも踏まえて、非常にやっ

てみるといろんな問題が分かってまいりました。そういった意味で大変だと思いますけど、実際にどうすればいいのか、また構想をこのまま続けてもらって、時々どういような状況であるかも聞かせてもらいたいなと思っております。

それで、先ほど市長の2点目の専任組織、例えば担い手の方がもうやるにも、機械でつくっている人が機械をやると、今度はもみを運ぶのにもみを運ぶ、機械を止めてやらなければならない。だから本当は機械をやるときは機械をしっかりとやって、あと補助する人が出てくる人がおってもみを運んでくる。田植なら田植で、苗を持ってくる人はその人を、番する人が必要だと思うんですが、そういった手伝ってくれる方々をうまく調整してやっていくためには、そういった先ほど2番目の地域営農を統括するという組織があってやっているといいんだなというような気がしているんです。ただ、人があるから非常に難しいというのはよく分かりますけれども、例えばリタイアされた方々がまだまだ60歳、定年が終わってからでもまだまだできる方々、農業経験がある方、そういった方々をぜひそういったものにするためにはそういった準備室をつくって、こういう受託された機械は、この機械はあなたはこちらをやってください、手番はこの人に行ってもらいますよとか、そういった調整をできるようなものが私は大切な、必要なんだと思っていますので、その人的要件で難しいことは分かりますけど、何とか方向性としてそれをできる第二の役場みたいな感じになる、市役所になるかもしれませんが、もう一度検討してもらいたいなと思っておりますが、それについてももう一度どうでしょうか。準備室とか、そういったものを、あとは人的ということだけならそういうことも考えられるんじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

役所の中に置くのかどうかという議論もあると思うんですよね。非常に特定の、非常に限られた施策ですから、人を置いてやるというのはやっぱり余力的に難しいと思うんですね。逆に、ただ、民間の担い手になる会社を中心となってそういう組織をつくる。それを支援するという方法もあると思うんです。なので、これは役所が人を置いて全てやるというんじゃなくて、むしろ、そういうのを総合的に統括するのは、例えば会社が立ち上がって、そこがやるのを支援するとか、そういうこともあるかもしれませんが、ただなかなかその人の確保も実際難しいんですよね。今リタイアした高齢者というのがいなくなっている時代なので、つまりもう75歳とかまで普通に働く時代になってきていますから、これがもう飛騨市内の通常の形になっていますので、そうすると、昔のように60歳過ぎて時間がある方というのはもうほぼいない状態なので、それはそれでまた違う形で考えていかなくちやいけないのかなというふうに思っています。ただ、すごく人数が要る話では決してないと思いますから、それはまたちょっと担い手の農家さんたちとよく話をしながら、どういうサポートをどういうふうに入れればいいのか、その中で、組織とか会社とか団体の在り方というのを考えてみたいなというふうに思います。

○7番（森要）

私もそういった市役所に置くべきものなのかどうかということを考えたとき、普通の民間のそういったところもいいなということも思ったんですが、たまたま私は、全体的な補助金の制度も

よく分かる方々、そういった方がやるほうが、その人が仕事をするのではないので、コーディネートするだけなので、だから、そういう意味のことで市役所にあったほうがいいんじゃないかなということで、里山の整備の補助をうまく利用したお金でこっちのほうに回すとか、そういったことができるのは市役所でなければ難しいんじゃないかな。だから、作業だけの委託だけとか、そういう調整ならそれでいいんですけども、ある程度経験があつて、そういったことがよく分かる方々がやってくださると私は非常にいいんだなと。私は人を頼もうと思つてもなかなかどこへ頼んでいいか分からない。ここで営農を頼むとここはうちの管轄じゃないからできない、遠く離れているからできないとかあつて、その作業を手伝ってくれる人だけでも大変なんですよ。

ヒダスケ！を今年私やらせてもらったんで非常に助かりましたけれど、これも一つ問題があつて、天気の問題があつて、この日決めとつたけど雨が降って中止になったときはこれはできない。それは申し訳なかったなという気がして1回か2回延びたんですけども、だからそういう作業的なこともしっかりとネットワークで、このヒダスケ！さんがあつたり、営農組合があつたり、そういったことが全体的に分かることができるのはそういった経験者でなければ分からない。それから、補助をうまく利用するのも、そういった方が大丈夫である。だからそういう意味で人的は今からしっかりと考えて何をするのか、何をやるのかは、今の構想もいろんなところも含めて、そろそろ考えて前向きにぜひ考えていただきたいというようなことを思っております。もう一度その辺についてぜひ考えてもらいたいんですが、どうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

議員おっしゃるのは理想系、松竹梅で言えば松、上松という感じなんですけど、松でいけるのか、梅でいけるのか、ちょっといろんなことは考えてみたいと思いますが、どうしても人的制約の中で、限られた、絞られた施策をやっているわけですから、いろんな知恵と工夫はあると思いますので、諦めずには考えたいと思いますが、なかなか不足というのが難しいことは答弁で申し上げたとおりですね、御理解いただければというふうに思います。

○7番（森要）

以上で私は終わります。ありがとうございました。

〔7番 森要 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、7番、森議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで、暫時休憩といたします。再開を午前11時5分といたします。

（ 休憩 午前10時56分 再開 午前11時05分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

12番、野村議員。

なお、資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔12番 野村勝憲 登壇〕

○12番（野村勝憲）

それでは、通告に従い質問します。

9月議会終了後、私は単独で広域連携によるデータセンター立地推進のお願いと古川祭に御招待、観光PRで石破前総理大臣、赤沢経済産業大臣、富樫衆議院議員の国会事務所と経済産業省（GXグループ）、これはデータセンターの窓口ですけれども、及び愛知県経済産業局を訪問し、いい情報を得ることができました。観光振興と熊対策では、長野県、岩手県の名古屋事務所、県内の中津川、下呂、これは2回行っています、それから高山市3回、白川村の6自治体と菓草のブランド化で民間2企業を訪問し、また、産業常任委員会管外視察で観光と菓草のまちづくりをテーマに、奈良県河合町と宇陀市を訪問した件も併せて得た知見と市民からの意見・要望を取り入れ、大きく3点質問します。

まず1点目、これは昨日も2人質問していますが、待ったなし熊対策への決意と取組について。環境省は4月から10月の熊の出没件数は2万件以上で、人的被害が196人、死者が13人と過去最多と発表。熊の被害は7割以上が人の生活圏で多発している。盛岡市の岩手銀行本店や秋田市の商業施設など、県庁所在地の近くで、あるいは中心部ですね、官公庁街にも姿を見せており、急増した要因は餌となるブナやドングリの実などが不作で、食べ物を求めて市街地への熊が出没が止められず、経済活動にも大きく影響を及ぼしてきています。

その背景として、専門家は、中山間地域の過疎化に伴い、人里に近い場所まで生息域を広げ、人を見ても恐れない、いわゆる新世代熊が増加し、駆除を強化して個体数を適切に管理する必要が求められてきました。

被害防止に向け、政府は11月14日、熊対策パッケージを発表し、元警察官や元自衛官へ狩猟免許の取得を促すほか、狩猟免許を持つ公務員、いわゆるガバメントハンターの確保や出没防止策への財政支援などに取り組むと発表しています。

飛騨市は、御存じのように少子高齢化と過疎化で人が住む集落と山との間にあった里山で人の活動が低下し、さらに耕作放棄地も増え、人の生活圏の近くが熊に適した環境に変わってきました。それだけに常に危機感を持ち、市民生活の安心・安全を第一に熊対策に当たらなければなりません。そこで5点問います。

1つ目、熊対策への決意と、熊対策本部設置について。各地で熊による人身事故が相次ぎ、北海道と東北6県の熊による人的被害が倍増し、被害があった市街地では飲食店の営業自粛など、日常生活に影響を与え、住民の間では不安が広がっています。

私は熊による被害を防ぐ対策についての一般質問は今回で3回目、最初の令和5年12月議会で、熊を誘引する食料と環境についての中で、市役所近くの猫の店と市役所裏庭の蜜蜂の巣箱はその匂いで中心地まで熊が出没する可能性大との質問に対し、都竹市長は、熊の生態から考えて、市

役所周辺に来るといふことはないと言。しかし、今年10月30日の早朝、飛騨古川駅東の若宮1丁目に熊が出没し、私の指摘は間違っていなかった。

そこで、市街地や住宅地への熊の出没を防ぐ対策に取り組む強い決意を市民に示してください。熊の遭遇を恐れて住民は出かけなくなり、観光客の減少など、その被害を増し、人々の暮らしや経済に大きなマイナス。今後、熊が近づかない地域づくりの重要性が求められる中、熊対策は災害対策と同じように長期的な取組が必要です。

そこで提案します。区長会、猟友会、飛騨署、消防署、農林、教育委員会、総務、これは危機管理課、商工観光、企画部などで構成する熊対策本部の設置を強く求めます。

2つ目、熊よけの鈴を貸与する取組について。9月、中津川で帰宅途中の高校生が駅近くの路上で頭と背中を引っかけられて負傷。飛騨地域では、下呂市は熊の人的被害は出ていませんが、9月、飛騨市、80代の男性が、10月には、白川村でスペイン人の観光客と、高山市で70代男性が熊に襲われ負傷など、県内では飛騨地区の4件の熊による人的被害が発生しています。

小中学生と高校生の登下校が心配なとき、高山市は既に3,600個の熊よけ鈴を購入して小中学生に配布しています。現在各校とも鈴を鳴らしての登下校、さらに取組の対象を高校生にも拡大し、11月25日に希望した各校の生徒に配布され、高山市から飛騨市の吉城高校、神岡高校に通う生徒も対象でスピード感を持って対応されていました。

ぜひ、同じ熊との生活環境にある飛騨市も子供たちの安心・安全を最優先に、熊よけの鈴を市が購入して貸与すべきと考えます。いかがですか。

3つ目、熊が近づかない地域づくりについて。私が直接関係者から得た古川町での事案3例を紹介します。宮城町の建設会社周辺に熊が出没したとの情報を得て、早速周辺の家庭7軒を訪問。皆さんから実際熊を見ていないが、建設会社近くに出たようだ。ぜひ餌となる柿の木などの伐採や周辺の草やぶなどを刈って、一日も早く熊が近づかない環境整備を市にお願いしたい。特に、C o I Uキャンパス予定地だった土地の草やぶを大学と市で熊が近づかない地域にしてもらいたいとの強い要望がありました。郊外では、末真の方から、熊が度々出没し、爆竹で山に追い払うが、翌日の朝にはまた親子グマが家の周辺を歩き回り、怖い日々を過ごしており、市も現場を見て対応してもらいたいとの声。さらに深刻なのは黒内の果樹園ですね。桃やリンゴが実ると熊が度々出没し、餌にして食べるなど実害と恐怖の日々とのことで、それぞれの地域で熊が近づかない対策が市に強く求められています。

熊が近づかない地域づくりは飛騨市全体の課題で、今後市としての対応は、例えば熊など動物の侵入を防ぐ防護柵の管理、箱わなの増設、放置された柿の木の管理をはじめ、多種にわたり地域ごとの対策が必要です。市の具体案を示してください。

4つ目、熊を誘引する食料と環境について。今年、各地で住宅街や町の中心部で餌を探す、いわゆるアーバンベアの脅威が深刻化して、人とのすみ分けに向けた環境整備が大きな課題となってきました。

令和5年12月議会で私は、今年は上気多、下気多で熊が出没し、いつか市街地に出没する。テレビで熊が好んで食べる食料品の中で最初に食べたのが猫や犬のペットフード、次に蜂蜜、3番目に牛肉と紹介されたのを見て、まさに熊を誘引している飛騨市役所の裏の蜜蜂の箱と、50匹の猫に大量のペットフードを食べさせている金森町の猫の店は、市民や観光客に危険な環境を与え

ているが、市の対応はと質問。しかしこの2年間、その対応はほとんどなく、また飼っている犬や鶏まで食べられる悲惨な地域が東北で発生したことを踏まえ、市役所裏庭の蜜蜂箱の巣箱とネコリパブリックへの対応も改めて問います。

報道によれば、長野市の善光寺や京都市、あるいは札幌市などの観光名所近くまで熊が度々出没し、観光客への影響が心配されてきました。そういった中、ネコリパブリックは飛騨古川まつり会館やコイが泳ぐ瀬戸川にも近く、市民からは、北海道のニジマスと同じように、瀬戸川のコイが熊の餌にならないか不安の声です。その対策も併せて示してください。

最後に、緊急銃猟体制とハンターの確保について。市街地含め、人の生活圏に出没した熊を自治体の判断で駆除する緊急銃猟を想定した訓練が9月29日、千代の松原公園で実施されました。報道によれば、緊急銃猟体制が整っている自治体は、県内では中津川市、美濃市、恵那市の3市のみで、整っていない理由としては、多くの人はハンター不足と述べています。飛騨市もハンターの高齢化が進み、ハンターと現場の安全確保が問題となっております。市職員のガバメントハンターの確保を含め、専門人材の育成が急がれます。その支援策と訓練から学んだ市民の安全を守る現場対応などを示してください。

以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

私からは1点目、3点目、4点目及び5点目について答弁させていただきます。

まず、1点目の熊対策への決意と熊対策本部設置についてお答えいたします。住宅地周辺における熊対策につきましては、市民の安全を確保することを最優先に、これまで以上に緊張感を持って取り組む必要があると考えております。小笠原議員への答弁でも触れましたが、熊の市街地周辺への出没については、熊の個体数増加と餌資源の不足により行動範囲の拡大などが主な要因と考えております。

市におきましては、正しい知識に基づいた効果的な対策が市民の安全確保に直結するものとの考えの下、適切な個体管理、林縁部等の放任果樹の除去、出没時の迅速かつ正確な情報伝達といった基本的な対策を着実に進めてまいります。

熊対策本部の設置についての御提案がありました。本市ではこれまでも出没状況や危険性の程度に応じて部長会議や市役所内の連絡ツールであるロゴチャットにて情報共有をし、担当部署と連携しながら適切に対応してきたところであり、現時点で常設の対策本部を設置する必要性があるとは考えておりません。

一方で、猟友会、警察、教育委員会、区長会等との連携が重要であることは認識しており、庁内における情報共有体制により必要な情報は速やかに行える体制としております。

また、出没状況や地域の不安の高まりなど、状況に応じて適宜、関係機関との連絡会議を開催し、共有や協力体制の強化を図ってまいります。

次に、熊が近づかない地域づくりについてお答えします。まず、野生動物の市街地や農地への侵入を防ぐためには、地域の状況に応じた複数の対策を組み合わせる実施することが重要である

と考えております。市においては、これまでも国、県の支援制度を活用しながら防護柵の設置支援を行ってまいりました。

今後も地域からの要望を踏まえ、効果的な設置が進むよう、必要な助言や支援を継続してまいります。

次に、捕獲おりの設置・管理については、設置場所の選定、管理体制、周辺の安全確保など、専門的な知識が必要となるため、猟友会などと連携して適切な運用を行っており、捕獲おりについては、昨年度10基、今年度8基を増設し、捕獲強化に取り組んでいるところです。

また、熊などを誘引する放任果樹については、出没が多い地域にて所有者への助言や伐採費用の支援など、地区と連携した取組を進めており、引き続き地域ごとの実情を把握しながら適切な個体管理や林縁部の放任果樹の除去に努めてまいります。

次に、4点目の熊を誘引する食料と環境についてお答えします。まず、テレビ等で報道されている市街地中心部に出没する熊、いわゆるアーバンベアは目的を持って市街地の特定の餌を狙うというより、山林から迷入、あるいは探索行為の延長として入り込んだ結果、出現しているものであり、極めて限定的な事象であると考えております。

御指摘の市街地中心部に設置された養蜂箱やペットフード等を求めて出没しているとの明確な事例は、現時点で市では確認されておりません。

市といたしましては、科学的知見や本市の確認事例に基づかない推測によって市民の不安を助長するようなことは適当でなく、冷静な対応が極めて重要と考えており、特段の対応を行うことは考えておりません。

一方で、市では、市街地に入る前の林縁部における柿や栗の木の除去などに加え、農地等に捨てられる野菜くずなど、日常的なごみの適正管理、熊の活動が活発になる時間帯の注意啓発など、基本的な予防対策の周知に努めているところでございます。

熊の出没が確認された際には、速やかな情報提供を行い、関係機関と連携して安全確保に努めており、引き続き市民の皆様が過度な不安を抱かぬよう、冷静な情報発信と現場に応じた対応を進めてまいります。

最後に、5点目の緊急銃猟体制とハンターの確保についてお答えいたします。まず、市では緊急銃猟を想定し、9月29日には岐阜県内で初となる緊急銃猟研修会を開催し、制度の法的理解と現場の指揮系統を確認し、さらに11月5日には、飛騨市を会場として、県主催の研修と実地シミュレーションが行われました。これらの訓練を通じ、警察との密な連携、迅速な情報共有、そして市民の安全確保を最優先とした対応が不可欠であることを再認識したところです。

次に、若手ハンターの育成についてお答えします。ハンターの高齢化が進んでいることは全国的な課題であり、本市においても、担い手の確保・育成が重要であると認識しております。このため、新規狩猟者への免許取得等への支援を継続して行うとともに、捕獲研修の充実や実践的な訓練費用の支援など、来年度予算において対策を強化する方向で協議を進めております。

ガバメントハンターは小笠原議員の質問の際にもお答えしましたが、高度な知識と経験を要することから現時点では課題も多い状況であり、他自治体の取組事例を調査・研究し、導入の可能性を慎重に検討してまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

私からは2点目の熊よけの鈴を貸与する取組についてお答えいたします。教育委員会では、熊の出没に対する子供たちの安全確保を最優先に考えています。そのため、飛騨市立の学校においては、今年度に限らず、継続的に熊の出没に対する安全確保の対策を実施しています。登下校時の対応に関しては、昨日の小笠原議員の質問に対する答弁のとおりです。

また、議員御指摘の熊よけの鈴の着用については、今までも各家庭に呼びかけ依頼をしており、必要な地域では、ランドセルやかばんに着用して登下校をしております。また、学校では登山やマラソンなどの行事用に熊よけの鈴を一定数用意しており、登下校時のために希望する家庭に貸与をさせていただいております。そのため、教育委員会としては、改めて市が購入して貸与する形ではなく、今後も各家庭や各学校に既に保有している熊よけの鈴を活用していく方針でございます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

○12番（野村勝憲）

最近ですけれども、私、飛騨猟友会で40年以上ハンターをされている方に実際お会いして、その方は前、宮城町の彩り館や、気多の民家で熊を実際駆除されたと、鉄砲で撃たれたということですね、その方にお会いしていろいろ話を聞きました。実際山に行くときは、必ず熊対応のために犬を連れていくということなんですよ。それで、犬の声などで熊は逃げていくということがほとんどで、それで私、たしか2年前に、軽井沢町のベアドッグを使って熊を山へ追い払って、軽井沢町では12年間、熊が市街地、家、人里に下りてこなかったという話を紹介したと思います。それで、早速軽井沢町の、あそこは環境課が対応されているんですね。実際聞いてみましたら、現在も人里には下りてこない。これは外部に委託しているんですけど、今現在2匹のベアドッグで追い払っているということなんですよ。こういう成果の上がることも踏まえて、研究して、ヒントにして、ああ、なるほど。特に私が心配するのは、前に質問したときは、山手に牛舎が多いんですよね、数河にしても宮川にしても、この周辺にしても。そういうことで、要するに軽井沢の事例を参考にして、今後の熊対策に入れられたらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

2年前のちょうど12月議会だったと思いますが、ベアドッグについて御質問やら御提言をいただいたことで、当時、大体の概要は分かっていたんですけど、専門犬になりますので、導入は非常に難しいということで答弁させていただいたように記憶しております。

その上で、こういったまた今年になって熊の大きな対策が報道される中で、改めてちょっと調べてはみたんですけども、軽井沢町は特別というか、首都圏からも近くて、観光地で、それで別荘地ということもありまして、要は、町外からいろんな方がいらっしゃるの、一番課題だっ

たのは、共同のごみの集積場に熊が近づくということがまず大きな課題で、そういったことも含めて、熊を捕獲して、GPSをつけてモニタリング調査をしながらベアドッグをとということで、かなり長年かけていろんなノウハウを積んでこられたというふうに承知しております。したがって、非常に効果はいろんな面であるとは思いますが、ベアドッグをどういうふうに入手して、さらに熊対策に対応して育て上げて、さらにそういったGPSを装着するとなると、当然麻醉が必要になってきますし、それから当然そういったベアドッグの繁殖ですよね。そういった問題とか、あるいは熊の特徴からすると行動範囲が非常に広いので、様々なあとは市役所的に言うコストが非常に大きいかと想像しますので、なかなかこういったものを、参考になる点はデータが幾つもありますので、ベアドッグを導入するという事は非常に難しいと思いますが、ベアドッグだけではなくて、そういったいろんな有効な事例は軽井沢町に限らず、他の事例を参考に熊対策に生かしたいというふうに考えております。

○12番（野村勝憲）

私、今回、この質問状の原稿を届けるため、末真、黒内、果樹園の組合長、宮城町の区長宅ですね、一件一件持っていけないものですから、出向いたところ、早速、末真の方から、最近ですけども、関係者2名が来られて、柿の木を切られたということで、ただ、柿の木2本のうち1本は見積りからして5万円程度だったということなんですけども、もう1本が3倍以上の値段だということを知っているんですね。ですから、それぞれの地域によって柿の状態も違うでしょうし、傾斜しているところで立っているというようなことで、そういうことで費用負担についてもいろいろ違いがあると思いますので、ぜひ、今回スピード感を持って末真に対応されたと思います。こういうことをほかのエリアでもいろいろケースが違うと思います。そういうことをしっかりと把握して対応していただきたいと思いますが、その点はいかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今、市のほうで獣害に対するサポートセンターを設けましてから、いろんな御相談が参ります。恐らく、今の件についてはその中の一つかと思ひまして、よくあるのは柿の木でも今御指摘のとおり、低いものもあれば樹高の非常に高いものがある。それによって収穫したくても高い木は上のほうで収穫できないと思うんですね。あるいは、伐採費用が極端に高い、つまり特殊伐採がかかるとか、いろんな状況がありますので、その伐採する支援につきましては来年度に向けてもう少し強化できないかということで、今、協議を進めているところです。

また、議員御指摘のとおり、要は現場の状況とか、市民の声をしっかり拾うということが一番不安の払拭にもなりますし、具体的な対策につながると思ひますので、そういったところはどこか現場の声をしっかり拾って、スピード感を持って対応してまいりたいというふうに考えております。

○12番（野村勝憲）

地域、地域によって被害が違うわけですね、その度合いも違って来るので、ぜひそれぞれのケースで対応してもらいたいと思います。

実は、このチラシ、皆さんの御自宅にも入ってきたと思ひますけど、これは民間会社のチラシ

で、早い時期に入ったんですよ、11月とかそういうことじゃないですよ、もっと早くに、新聞折り込みで、社員の安全を第一に、熊よけの鈴の装置ですね、こういうふうに新聞配達されています。飛騨市も何ととっても子供たちは一番安心・安全なこと、特に高校なんかは山手のほうにありますし、そういうことも考えて、ぜひ来年度の予算で結構なんで、下出教育長にお伺いしたいんですけども、鈴を市が買って貸与するということを、高山市に倣えということじゃありませんけども、こちらのほうは危険度が高いところがあるので、その辺をぜひ再検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

子供たちの安全確保ということに本当に真剣に考えていただいております。先ほどの答弁にもありましたけども、ここ数年、熊の出没に当たって、家庭でも既に熊鈴を購入してつけているところも多くありますし、また学校のほうも野外学習等で使っている熊鈴を必要な地区についてはその都度貸与するというのもきめ細かくやっておりますので、まずはこの対応を丁寧にもた呼びかけていき、また、その上で今の現状が、実情が変わった場合にはまた検討していきたいなということは思っておりますが、今は学校の今あるものを貸与する等の対応を進めていきたいと考えております。

○12番（野村勝憲）

これは藤井副市長にお聞きしたほうが良いと思うんですけども、一応答弁ということでお願いしていたんですが、一番目の熊対策本部について、県内自治体でも既に熊対策本部を設置されたところは御存じですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□副市長（藤井弘史）

具体的にどこということとはちょっと覚えてはいないんですけど、あったかのように記憶しております。

○12番（野村勝憲）

そうしたら、私のほうから御紹介しますと、それは下呂市なんです。下呂市は要するに人身事故は起きていないんですね。御存じだと思いますけど、あちらの山内市長は岐阜県警上がりなんです。ということで、非常に危機感を持って対応されています。下呂市の場合は、昨年、熊による人身事故に遭っている。それを反省して、これじゃいかんということで、もう既に2回の対策本部を、会議を10月と11月にされています。その中で最近、下呂市の熊に対する新聞報道は結構多いと思いますけども、例えば今まで出勤手当がなかった猟友会へ2時間で2万円支給するというのも発表されているんですね。これは新たな熊対策なんです。次から次と発表されて、危機感を持って対応しなきゃいかんということで、答弁は要りませんので、そういうこともよくほかの自治体のことも参考にして、やはり同じような環境にあるわけですから、ぜひとも市民の立場でスピード感を持って、危機感を持って対応していただきたいということで熊対策については以上です。

それでは、2点目、観光地の現状と今後の観光振興についてです。高山市はこの1年ほどで高山駅周辺に大手資本のホテル開発や奥飛騨温泉郷平湯に高級ホテル星野リゾートの進出とインバウンド需要などプラス影響で、県内の商業地で上昇率トップ3を独占し、注目すべきことは上三之町が全国5位の28.1%、平湯の家上地区も県内5位の上昇なんですね。観光地に絞ってみますと、高山市は長野県の白馬村に次いで全国2位となり、さらに観光、経済の活性化となってきました。

同じ観光地である古川町は、駅前ホテルの休業や歴史ある老舗旅館2件が廃業するなど、金森町は商業地として県内2位の下落で、相変わらずの地価下落が続いております。また、市内は宿泊業だけではなくて、皆さん御存じだと思いますけども、商店や飲食店も毎年次から次へと閉店し、観光客誘致や地域経済にマイナス影響が出てきています。同じ観光地である飛騨地域の高山市、下呂市、白川村とは対照的で、そこで3点問います。

1つ目、人と金を取り込む観光地について。飛騨高山は新規のホテル開発などで人、すなわち観光客ですね、それと金、これは観光消費額を取り込む観光誘致にさらに力を注いでおりまして、現在、上り調子です。飛騨市は都竹市長が観光を一丁目一番地に、外から人と金を取り込み、元氣な飛騨市づくりの実現と公約してもう10年になります。しかし、残念ながらこの10年間、元氣な飛騨市になったのか疑問です。

例えばねりんピック岐阜2025の会場、サッカー会場ですけれども、飛騨市4会場で行われました。しかし、4日間の宿泊者、これは延べ数ですけども、高山市が2,306人、下呂市が1,026人、白川村が148人、飛騨市が380名で、約10倍近くの方が市外で宿泊。このことからしても都竹市政で一番力を入れた観光が公約どおりの成果が出なかった。観光で外から人と金を取り込む、やっぱり施設というのは宿泊施設です。しかしこの10年間で数多くの、古川だけじゃないですよ、宿泊施設や休業・廃業に追い込まれた民宿も含めてその件数と要因及び10年間で人と金を取り込んだ実績を、できれば年齢別に示してください。

それと、高山市、下呂市、白川村は人と金を順調に取り込まれ、にぎわいと稼ぐ観光地になり、飛騨市との格差拡大が懸念されます。反省と検証を踏まえ、今後、持続可能な観光地にするには、しっかりとした観光振興策が必要だと思います。その点はいかがですか。

2つ目、観光振興の推進と財源確保について。皆さん御存じだと思いますけれども、10月1日から高山市、下呂市が県内初の宿泊税導入を発表、その件で両市に事業者から周知など問題がなかったか確認したところ、順調にスタートされているようです。そのときいただいたのが高山市の宿泊税のチラシです。高山市は年間、宿泊税によって4億円の税収で、これを観光振興、生活環境の向上に、そして、下呂市は年間約2億円の税収を観光振興に活用するということでした。それで一方、白川村は、宿泊税を導入していませんけれども、御存じのように、村営駐車場料金を現在の料金から倍増しているんですね。例えば普通車でしたら1,000円が2,000円になると。確か大型バスは3,000円から1万円になるはずですよ。ということで、大体、現在でも数億円の金が入っているんです。しかし、担当の方から、公表していないんで、数字のことはちょっと控えられたんで数億円です。その2倍になるわけですから、正直言ってびっくりする金額ですよ。それを観光施設の維持や除雪費に充て、観光客からは合掌集落を維持するためなら倍増してももうやむを得ないですよという声が出ているようです。また、高山市は、皆さん御存じだと思うんです

けど、市営駐車場は10か所あります。下呂市も市営駐車場、何か所かちょっと確認しなかったんですけども、これは全て有料になっています。そういうことで、その財源は観光振興や環境整備に充てられています。私は今後、飛騨市は例えば直近で言ったら、匠文化館の改修や、あるいは市営駐車場に当然市役所の前の舗装費など、観光振興費用は3自治体のように外から金を取り込まなきゃならないと思います。飛騨市は何を財源に今後持続可能な観光振興を進めていくんですか。

最後に、修学旅行の誘致について。最近、物価高で、オーバーツーリズムで中学生、高校生の修学旅行先が変わってきました、変化してきているんです。毎年中学生に人気の第1位が京都なんですね。ところが、御存じだと思いますけど、宿泊費が2万円が4万円になったり、倍増しているわけですよ。そういうことで、宿泊費の高騰と、それと、外国人が多過ぎて、本当に日本の文化、体験する文化、歴史文化がちょっと見られなくなりつつあるということで、そういうことで今見直しをされているんです。それで、地方への旅行先をとということで、今最も注目されているのは金沢市です。実はテレビでもやって、今度私、定例会が終わったらまた視察に行ってくるんですけども、金沢市さんは、実は兼六園がありますね、あそこに中学生をお呼びしたときは、これは土曜、日曜、休みのときですけども、高校生が対応されているんですね。こういうこともヒントに、私は飛騨市も積極的に、高山市は御存じのように観光客は多い。しかし、修学旅行誘致には観光協会と観光課が連携してしっかりやってらっしゃいます。そういうことで、そこで飛騨市ものんびり、ゆったりをキーワードに、中学生の修学旅行先として誘致活動に取り組むときです。例えば来年4月から、宮川町のまんがサミットハウス、おんり〜湯などの施設の指定管理が今度新しく変わるんですね。たしか今までは、この3月までは飛騨ゆいさんですけども、宮川町の、要するに地元有志の若手の人たちで運営されるということで、私、物すごい期待しているんです。地元の歴史文化をしっかり実体験でやられているわけですから、たしか合同会社PPASSに変わるはずですけども、そういうところとしっかりこういうタイミングですから、例えば日本のふるさとの原景とくらしをテーマに、度々マスコミに取り上げられている飛騨みやがわ考古民俗館ですね、これについては教育委員会の学芸員が度々新聞に報道され、発信力が強くなっています。それと、棚田と板倉の里、種蔵、森のオアシス、池ヶ原湿原と飛騨まんが王国などの宮川コースと、それから古川の祭り、匠、それから古い町並みの古川コースを組み合わせて体験する北飛騨の旅として誘致活動したらいかがですか。

以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、観光地の現状と今後の観光振興について3点御質問いただいております。順次お答えをさせていただきます。

1点目の人と金を取り込む観光地についてお答えいたします。飛騨地域内でも観光地の状況には大きな違いがございますが、根本的に、高山市と飛騨市では宿泊施設の数や観光客の受入れ体制といった観光基盤に大きな違いがあるため、両市を単純に比較することはできません。

高山市は大手資本によるホテル開発が進んでいる一方で、飛騨市は宿泊施設の数に限られており、宿泊を中心とした観光収入の大幅な増加には限界がございます。

また、本市が今年度、立教大学観光学部と共同で実施しております古川町を対象とした観光に関する研究におきまして、20を超える関係事業者等へのヒアリング結果から一貫して出された御意見は、観光客の数を増やすことではなく、地域の価値を理解し、共感してくれる観光客を迎えたいというものでした。こうしたことを前提に、まずは入込み客数及び宿泊施設数についてお答えいたします。

観光入込み客数については、令和6年が121万7,325人で、平成26年の108万7,552人と比較して増加しています。一方、宿泊者数は平成26年の10万3,885人から令和6年の8万5,158人へと減少しておりますけれども、外国人宿泊者数は、平成26年の3,647人から令和6年は1万2,247人に増加し、インバウンド事業の取り込みは着実に進んでおります。

なお、この間の年別入込み客数につきましては、観光統計として飛騨市ホームページで公開しております。

宿泊施設の件数につきましては、過去10年間で高齢化や後継者問題などにより廃業した施設もありましたが、一方で、ゲストハウスなど新たな形態の宿泊施設が増加しております。その結果、宿泊施設は27件増加し、多様な形態での宿泊サービスが提供されるようになっております。

次に、観光振興策についてお答えいたします。昨年12月の議会でもお答えいたしましたように、飛騨市の持続可能な観光を実現するために重要なことは、飛騨市の特色あるまちづくりを強みとして生かすことであると考えております。

例えば地域住民が主体となって取り組んできた飛騨古川の町並み保全や薬草プロジェクト、レールマウンテンバイクガッタンゴーなど、飛騨市ならではの資源やそれらを生かすまちづくりは大きな強みとなります。このような地域固有の魅力をさらに発展させることが地域の価値を理解し、共感していただける観光客を引き寄せ、持続可能な観光地の実現につながると考えております。

次に、2点目の観光振興の推進と財源確保についてお答えいたします。市が事業を進める際には、観光分野に限らず、その都度、まずは事業内容に見合った外部からの資金、具体的には、国、県の補助金やふるさと納税といった財源を最大限活用する努力を最優先で進めることとしております。

飛騨の匠文化館のリニューアル事業につきましても、既に担当省庁への事前相談を行ってまいりまして、国の補助金を活用する方針で進めております。

なお、宿泊税導入はその自治体によって様々な背景があり、高山市においてもオーバーツーリズムの未然防止やインバウンドに対するマナー啓発など、現状の課題に鑑みて観光客にも応分の負担をお願いするため導入に至ったもので、単なる財源の確保のみを目的とはしていないと認識しております。

次に、3点目の修学旅行の誘致についてお答えいたします。近年、修学旅行では体験を重視する傾向が強まり、地方への修学旅行が増加していることは承知しております。飛騨市の自然や伝統文化を生かした体験プログラムはこのようなニーズに合致しており、現在でも小規模な教育旅行をはじめ、流葉スキー場では昨年実績で4校310人の受入れを行っております。

一方で、課題として挙げられるのは、規模が大きい修学旅行を受け入れるための施設側のキャパシティに関する問題です。

修学旅行は、学校単位で一定規模の受入れが求められますけれども、市内の宿泊施設では、経営者の高齢化などの影響により大人数を一度に受け入れることが現実的に難しい状況となってきました。実際、近年ではスポーツ合宿の受入れが困難となるケースも見受けられます。

このため、修学旅行の受入れにつきましては、人数に応じて宿泊施設や体験施設で受入れが可能かどうか、また、市内の事業者が修学旅行を受け入れたいという意欲を持っているかが重要であると考えております。

市内の宿泊事業者や体験プログラム提供事業者で、修学旅行を積極的に受け入れる意欲がある事業者に対しては、市として引き続き商談会の紹介や関連情報の提供など支援を行ってまいります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○12番（野村勝憲）

全国の観光地、インバウンド需要で金額面で今上昇気流ということですが、残念ながら飛騨市内には町なかを回遊して、外国人は来ていますよ、実際私も外国人、この前2組、欧米系だったと思いますけれども、バスから降りてくる2組をちょっと追跡調査していたら、大体瀬戸川のコイを見て帰って、どこへ、白川村へ行かれるのか、あるいは高山市に行かれるのか知らないですけども、ほんの1時間もないんですね。そのようなことがちょっと傾向が多くなってきているんですね。ですから、せっかく古川に来てもらった以上は、町なかを2時間でも3時間でも歩いてもらって、体験してもらって、そういったところがちょっと薄くなってきていると思うんですが、そういったところを、滞在時間を少しでも延ばしてもらおうというような対策は講じていらっしゃるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

議員おっしゃるように、瀬戸川周辺だけを1時間ほど見て帰られるインバウンドのお客様もありますが、その一方で、この静かな落ち着いたたたずまいをゆっくりと御覧になって、とはいえ二、三時間程度の延長ですけれども、そういったところでこの場所をゆっくり味わっておられるインバウンドの方もいらっしゃることは私たちもアンケートなどを取っておりますので、そういうお客様がいられることは承知しております。

今後そういったお客様を増やすために、SNSですとか、それからインターネット系の情報を発信するところで、そういった落ち着いた町であること、それから、うちの町並み景観の取組など、欧米の観光客に響くところに訴求できる記事内容での広告や記事展開をするとともに、あと、やはり高山市をハブにして、こちらへおいでになるお客様が多うございますので、高山市の宿泊施設ですとか、観光案内所への営業を小まめに行い、あちらでの御紹介をしていただいて、飛騨市まで足を伸ばしていただくということにも引き続き注力してまいりたいと考えております。

○12番（野村勝憲）

私、残念ながら、今の市の観光動向と受入れ体制からして、お金、すなわち観光消費額を増や

すということは非常に困難な状況にあるなという感じがしているんですね。したがって、今後の持続可能な観光地とするためには、この際思い切って、来年度からでも、あるいは再来年でも結構なんですけども、高山市や下呂市と同じように宿泊税の導入を、あるいは市役所前の駐車場ですね、これの有料化を図るべきだと思いますが、その辺市長いかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

宿泊税は全く考えておりません。件数が少な過ぎる上に、たしかに高山市と同じ水準で取っても1,800万円、大した金額になりません。それから、この前の入湯税ですら、ああいう形で下げてくれみたいな話になるわけですから、これはなかなか難しいだろうというふうに思います。

駐車場の有料化についても、収入を得るといふ点ではいいと思いますが、しかし、やっぱり止めにくいということによるお客さんの減少ということを見ると、トレードオフですから、やっぱりトータルで考えないといけないので、昔からある超人気の観光集中地域でやっていることを、ここではすばらしい、ここではすばらしいといって、出羽守とよく言うんですが、取り入れるということではなくて、やっぱり飛騨市に合った政策の推進の仕方があるんじゃないかなというふうに思っております。

○12番（野村勝憲）

御存じのように駐車場なんですけど、今、外国人も含めて、わナンバーが多いんですね。倫理観が問題になってくるし、いろいろトラブルが出てくるといふことで、その辺のことを厳粛に管理していかなくちゃいかんということで、ちょっと時間がありませんので、最後の薬草の商品開発とブランド化について。10月、薬草まちづくりの取組で宇陀市を訪問し、江戸時代の森野旧薬園が現存する大宇陀町の古い町並み、古川とちょっと似たところがありました、印象的でした。宇陀市役所で東農林商工部長から、飛騨市の野村農林部長には長い間薬草の件でお世話になっておりますとのお言葉をいただき、力強く思い、2点質問します。

宇陀市と連携による商品開発について。宇陀市は日本最初の薬猟の発祥地で、その歴史を強みに薬草を文化遺産、地域ブランドとして位置づけたまちづくりの基盤となっております。薬草を栽培の代表、大和当帰の生産者98名がおられ、新たな販路開拓が見込めるなど、薬草の商品化に積極的。その宇陀市と飛騨市で薬品会社も含めた連携の商品開発を提案します。

2つ目、大手企業と連携する商品ブランド化について。宇陀市の藤沢薬品、あるいはロート製薬、ツムラなどの商品開発をヒントに、私は飛騨市の薬草資料を、これは野村部長からいただいたんですけども、大手化粧品メーカーと健康食品に注力している大手の飲料品メーカーにプロモートしてきました。今後、再度、効果効能のある薬草の見本ですね、実際の見本、そのときは持って行っていませんので、持参して、飛騨市の薬草〇〇入りの例えば化粧品とか、あるいはドリンク、健康食品というようなこと、新たなブランドとして市場拡大に持っていけないか、そういったところを考えているんですけども、その辺はいかがでしょう。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、薬草の商品開発とブランド化についてお答えいたします。

まず、1点目の宇陀市との連携による商品開発についてお答えいたします。宇陀市と飛騨市はともに薬草の活用を積極的に進めておりますけれども、その目的には大きな違いがございます。飛騨市の薬草事業は、多様な薬草資源を市民の健康づくりや交流人口の拡大などに活用する、いわゆるまちづくりをベースにしております。

一方、宇陀市は大和当帰に特化し、市内の農業者や製薬会社などの民間事業者が中心となり、栽培振興や商品化、販路開拓など産業としての活用を積極的に進めておられます。これまで、相互にイベント出展するなどの交流を進めておりまして、飛騨市の取組も高く評価いただいております。

議員御指摘の宇陀市との連携による商品開発を行うためには、原材料となる薬草の品質管理や安定供給が不可欠です。宇陀市では多くの農業者が奈良県から技術的なサポートを受け、大和当帰を栽培しておられますけれども、まちづくりとして薬草活用を図る飛騨市では、販売を目的として薬草を栽培する農家が少なく、現時点において連携を進めることは困難であると考えております。

また、商品開発や販路開拓は、基本的に市場動向や企業戦略に基づき、民間事業者が主導的に行うべきであり、行政の役割は、民間事業者が商品開発に取り組みやすい環境を整備することにあると考えております。

そのため、両市がそれぞれ開催している薬草フェスティバルなどの機会を最大限に活用し、両市の薬草生産者や商品開発に関心を持つ民間企業同士の交流を積極的に促進することで、ビジネスマッチングの機会を創出してまいります。

次に、2点目の大手企業との連携による商品のブランド化についてお答えいたします。飛騨市における薬草の商品化につきましては、今年9月に飛騨市里山資源活用協議会と大阪の企業との協働によりまして、メナモミ100%のタブレット商品、稀藪（きれん）が開発されました。また、2023年には同協議会によってノブドウのリキュール酒、百寿のしずく、そして本年10月には、国分中部株式会社から薬草を使用したクラフトジンも発売されました。このほか、現在も化粧品分野におきまして、県外事業者と市内の個人事業主をつなぎ、新たな商品開発に向けたチャレンジを支援しているところです。

議員御提案のブランド化につきましては、確かに理想的な形ではありますけれども、市は民間企業の取組を支援する立場でございます。また、大手企業が商品化を行う際には、全国展開を見据えた原材料の安定供給や品質管理が最も重要な要素となるため、現段階では大手企業との具体的な商品化を推進することは困難であると考えております。

ただし、特色ある薬草関連の商品は、飛騨市の薬草活用の取組をPRする上で重要であり、飛騨市の魅力向上にも寄与いたします。そのため、これまでに開発された商品のように比較的少ない原材料でも活用が可能な薬草関連商品につきましては、市内事業者の挑戦を引き続き支援してまいります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○12番（野村勝憲）

それでは、宇陀市から名前があった野村部長にお聞きします。宇陀市はエース商品となっている大和当帰の生産から販路拡大まで産業化が進み、地域経済に大きく貢献する。これは先ほど述べたんですけども、近い将来、飛騨市も薬草で産業化は可能でしょうか、野村部長、いろいろ精通されているので、もし産業化が図れるとしたら、そのエース商品となる薬草はどんなものがあるでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

私が申し上げるまでも、先ほどの商工観光部長のほうから答弁したとおり、非常に課題があるということでございます。もうそれもこうやっているいろんな取組を続けてきたから分かってきたことであります。

具体的に申し上げますと、例えば先ほど商工観光部長のほうから御答弁させていただいた商品につきましても、例えば健康食品という分野ですと、非常に競争の激しい市場です。要は、レッドオーシャンになるわけです。あと、大手の企業が多く参入してしまっていて、名立たる企業が、そういったところとじゃあ産業としてというふうになると大変難しいことが現実です。一番はロットの問題ですよね。多くつくればそれだけの生産面積も必要になりますし、機械化も必要になる。それから企画力、それから研究費用、言うまでもなく大変大きな投資が必要になるということなので、その上で、じゃあ本市でできるものは何かということで、先ほどの例えばリキュールとか、あれば菌の問題がクリアできるんですね。地元の要は造り酒屋のほうと連携ができるということになりますし、あるいは何かがあるかという、メナモミというのはいつも都竹市長もよくPRしていただくんですけど、飛騨市ではエース級だということで、これもある効能・効果があって、あと栽培しやすさとかがあってこれにしたんですが、これを栽培して、商品化しているということは全国的にはないわけです。とすれば、そこは希少で、少量でももしかしたら商品として成立する可能性があるものということです。こういったことからやっていくんですけど、やはり飛騨市のほうで、宇陀市にも非常にお世話になっているんですけど、こうした御縁も例えば薬草フェスティバルとか、こういった交流があって情報共有ができたり、先般のときも飛騨市の薬草フェスティバルは非常に熱量があるということをおある企業の方が言っておられましたけど、そういったいろんな企業の方との交流によって、今回も実は薬草社の企業の方と連携ができていく可能性もあるわけなんですけど、そういったことを繰り返しながら、一つ一つ小さなことを積み重ねていくことが大切ではないかというふうに考えております。

○12番（野村勝憲）

私も民間会社出身なものですから、いろいろ経験上言いますと、私はチャンスはあると思います。いろんな形で情報交換して、いろんなところとアプローチして、それでチャンスが出てくると思います。

以上で終わります。

〔12番 野村勝憲 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、12番、野村議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで、暫時休憩といたします。再開を午後1時10分といたします。

（ 休憩 午後0時07分 再開 午後1時10分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

6番、上ヶ吹議員。

なお、資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔6番 上ヶ吹豊孝 登壇〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問をいたします。

1つ目、山田湖の治水と下流域の安全は。飛騨市でも過去にゲリラ豪雨や線状降水帯による短時間の激しい雨により、河川の氾濫、国道、県道やJR線への大規模な土砂災害が発生しています。平成11年9月14日、台風16号や、平成16年10月13日の台風23号、平成30年7月5日から8日にかけて大雨となり、神岡町では72時間雨量が380ミリの観測史上1位となる雨量を記録して、数年に一度記録的な雨が降っています。

そこで、豪雨対策として、東神岡町の山田防災ダムが昭和63年に完成しておりますが、過去の豪雨では、平成11年9月の台風16号では、下流の山田川が氾濫して、上山田地区では県道や水田に越流する被害があり、その後、上山田地区の山田川は川底を1メートルほど掘り下げる工事が行われたと聞いています。

近年では飛騨地域でも線状降水帯が発生しています。幸いにも、飛騨市では平成30年以降では豪雨はないようですが、いつ線状降水帯が発生して大きな災害が起こるかもしれないと心配しております。

そんな中、今回、神岡町山田防災ダムについて質問したいと思います。山田防災ダムに流入している河川は大笠川、小谷川洞、巢山川、山田川の4河川です。特に小谷川洞と巢山川は雨が降ると土砂の流出が多いと聞いております。

地域住民から、山田湖の貯水は大丈夫か、下流の山田川沿いの神岡町内地域に被害が出ないのか心配であると声を聞きました。今回、再度山田防災ダムの貯水能力や下流地域の神岡町内の問題などについて質問をいたします。

1つ目、ダム湖内の堆砂除去は。堆砂は河川の上流から流入してダム貯水池の湖底に堆積する土砂のことで、山田防災ダムには、大笠川、巢山川、小谷川洞、山田川の4河川が流入しており、特に小谷川洞と巢山川は大雨が降ると川は荒れ、土砂の量が多いと地元の方が伺いました。

私は議員1年目の6年前に山田防災ダムとしての役割を果たしているのか伺いました。当時の部長答弁では、平成30年に実施した調査では、計画堆積量15万立米に対し、当時の堆積量は7万立米と推定され、約53%の余裕があり、有効貯水量も計画堆積量に余裕があることから問題ないとの回答でした。しかし、6年前と比べると明らかに堆砂量が多くなって、雑木や雑草が生い茂っています。本当に貯水能力に問題ないのか、調べますと、ダム建設計画段階でダム堆砂シミュレーションが実施され、堆砂が進行することを見越した上で100年間の使用に耐える容量を備えたダム建設がされているそうです。しかし、近年は想定外の豪雨、線状降水帯が発生し、土砂崩れなどによってダムに大量の土砂が流入し、予測を超えて堆砂が進行するダムもあるそうです。現在の山田川ダムですが、堰堤から約70メートルから80メートルの堆砂がない状況で、あと数年もすれば全て堆砂で埋まるのではないかと心配しております。

そこで、平成30年に実施された堆砂量調査から現在の山田防災ダムの堆砂量は把握されているのか。また、今後、堆砂除去計画はあるのかも伺います。

2つ目、ダム湖内の雑木除去を。堆砂問題と同時に気になるのが、雑木や雑草が生い茂り、落ち葉はスクリーンに詰まり、水の放出の妨げになり、倒木は木々の間に横たわり、洪水時に流水をせき止める危険があります。また、雑木の根が堆砂を固定し、土砂がさらに堆積しやすくなるといった悪循環につながると推測します。

令和2年に一般質問した翌年に、堰堤近くの一部で雑木の伐採が行われましたが、6年も経過すると伐採前ようになっております。今後、市としてダム湖内の雑木や雑草の除去計画は検討されているのか伺います。

3つ目、山田湖下流域の安全確保は。全国各地で線状降水帯による大規模な豪雨被害が発生しています。山田防災ダム下流域の山田地区は、平成11年9月の台風16号で河川が氾濫して、県道や水田に被害が出たため、川底を1メートル下げたおかげでその後の越水はないようです。しかし、神岡町上今町、幸土町などについては川底も浅く、川幅も狭い箇所が多くあり、豪雨時に氾濫するリスクも高まるのではないかと心配しているところです。山田防災ダムの堆砂や雑木処理も併せ、県土木事務所とは山田川の水位上昇リスクに対して下流域の安全性対応については調査や検討はされているのか伺います。

そこで、資料を添付しておりますので見ていただきたいと思います。

これは、①というのは建設当時の山田防災ダムを下流から写した写真です。それで、2番目の写真が先日撮ってきた写真なんですが、ちょっといまいちカメラワークが悪くて、木が生い茂っているところが見えないんですが、実は現地へ行くと相当の雑木が生い茂って、堆砂も多くあるという写真です。それで、3番目と4番目が上今町4地区のここも川幅が狭く、兩岸の高低差もないというところと、4番目も幸土町の船津駅の下から撮った写真です。

そういったことで以上の質問を終わります。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 横山裕和 登壇〕

□基盤整備部長（横山裕和）

それでは、山田湖の治水と下流域の安全について質問いただきましたので、1点目のダム湖内

の堆砂状況についてお答えいたします。山田防災ダムについては、飛騨市山田防災ダム管理条例及び管理規則に基づき、竣工時より毎年1回の点検を実施しているところです。

堆砂状況の調査は、貯水池の堆砂高をダム水面からの水深計測により確認し、流入した堆砂量の状況把握を実施しております。昨年度の調査結果では、計画堆砂面717.5メートルに対して現況の堆砂面は714.46メートルとなっており、約3メートルの余裕高があることを確認しており、6年前とほぼ同様の数値であり、大きな変動がないため、現在のところ喫緊な対応が必要な状況ではないと考えております。今後も引き続き毎年の計測を行い、適切に管理してまいります。

続いて、2点目のダム湖内の雑木除去についてお答えいたします。ダム湖内の中州の雑木については、令和3年度に伐採を行いました。現在のところ伐採前の状況にまでは成長しておらず、ダムの機能を阻害するような状況ではないと判断しております。

しかし、雑木は年々大きくなってまいりますので、日常の巡視を基に必要なに応じて伐採を行うなど、適正な維持管理に努めてまいります。

また、スクリーンに堆積した流木や雑草などは毎年定期的に除去しておりますが、異常に堆積した場合などは状況に応じて除去するなど、適正な維持管理に努めてまいります。

続いて、3点目の山田湖下流域の安全確保についてお答えいたします。一級河川山田川の管理者である岐阜県古川土木事務所では、堆積土砂や雑木処理について定期的な河川パトロールを実施するとともに、地元からの要望などから現地確認を行っており、河川断面を阻害している箇所についてはしゅんせつを行うなど、維持管理を実施されております。近年では令和5年度に下山田地区で堆積土砂のしゅんせつを行っていただきました。

また、安全性に関する調査や検討については、山田川は既に一定の整備がなされており、直ちに整備が必要な河川ではないとの見解から、新たな調査や検討は実施されていないと伺っております。

なお、山田川は岐阜県新五流域総合治水対策プランにおける河川堤防緊急点検の結果に基づく対象河川に位置づけられていることから、毎年河川堤防の点検を実施されており、異常が確認された場合には補修等の検討を行うとのこととです。

今後も引き続き古川土木事務所と連携を図りながら、市としましても県に対し必要に応じて対応を要望してまいります。

〔基盤整備部長 横山裕和 着席〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。それで、今の答弁で、6年前と堆砂量があまり変わらないということだったんですが、私も前回の写真と比べると、ちょうど流入口から川が入ってきて、両側なんですけど、前回よりもかなり盛り上がってるような気がして、恐らく堰堤近くはいいんですけども、やはり上流のほうへ行くとかかなり堆砂量が多いような気がするんです。それで、結局毎年雨が降ると河川整備がされておらるので、当然土砂が入ってきて、今言われた3メートルというのは堰堤近くのことだと思うんですが、実は前回聞いた堆砂量が7万立米というふうに回答がありました。簡単に言いますと、1台あたり10トンダンプにすれば7,000台分なんですよね。そうすると、このままずっとほかっとたらだんだん増えて、予算的に多分大変なことになるので、定期的に入った分ぐらいは除去しないと後々大変だと思うんですが、その辺の堆砂除去の計画というのは

されていないのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

6年前の答弁と重複するところがあると思いますが、ダム建設時から計画堆砂量ということで15万立米程度は堆積することを見越した上での建設がされております。先ほど申しました結果からも、現在も6年前とダム湖全体の堆砂量としましては大きく増えておらないというような状況でございますので、今のところいつしゅんせつをするかというような計画は持っておりませんが、毎年の結果を常に注視しながら、耐用年数であります80年とか、そういう先を見越して必要となる時期が来ればまた検討いたしますけれども、今のところいつしゅんせつが必要であるというようなことを検討する状況にはないと考えております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

前回15万立米がキャパで半分の7万立米ということで、6年たってあまり変わらないということなんで、私も実測なんていうのはできないんで、そういった答弁だというふうに思います。

それで、一つ気になるのが、毎年豪雨とは言いませんけど、かなりの雨量がありますよね。そのとき山田川を通るとかなり川が氾濫しているんですけども、山田湖の放流の管理はどこでやられているのかお聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

山田湖の管理者は飛騨市でございまして、ダムのゲート等の管理は飛騨市の神岡振興事務所のほうで行っております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

分かりました。結局、私が心配するのは、かなり山田川が氾濫しても、止水、要はゲートを閉めていなくてそのまま垂れ流しのような気がするんですね。というのは、貯水すると、中にある落ち葉とか雑木が流れて、逆に言うと、スクリーンをせき止めてしまうんで、できないんじゃないかというふうに思ってるんですが、その辺、今管理者は振興事務所ということだったんですが、もしそういったことじゃなくて本当にあれだけの水が流れても流量調整しないというのは、あれで間違いないという理解でよろしいでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

ダム管理規定に基づきまして、ダムの水位の上昇を見ながら一定の水位になりましたらダムのゲートを閉めるとか、段階的にゲート操作の規定を定めておりますので、それに基づいて操作を行ってまいりますので、現在、問題なく操作しておると考えております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

当然市では今、市が管理ということで流入量だとか、水位だとか、降雨量だとか、そういった状況を判断されて下流に流していると思いますけれども、線状降水帯というのはいつ襲ってくるか

分からないので、今後も十分監視いただいて、とにかく先ほどの神岡町内のほうは護岸工事もされておられませんし、かなり低いところもありますので、住民の方は心配されておりますので、その辺の管理をお願いしたいというふうに思っております。

私も6年前に一般質問を初めてさせていただいて、答弁としては問題ないということだったんですが、翌年、道を造って、伐採して、1年後にやったんやなというふうに思ったものですから、恐らく今話を聞くと、来年度の予算には入っていないと思いますけども、6月の補正に山田湖の伐採、堆砂なんていうのを期待しながら質問を終わりたいというふうに思います。

それでは、2番目の質問に移ります。

神岡町のショートステイ休止について。先日、飛騨市神岡町社会福祉法人神東会、たんぼぼ苑の旭ヶ丘ショートステイが来年3月末で休止すると報道され、施設を利用されている複数の知人から何とかならないのかと問合せがありました。

社会福祉法人であるため、直接行政が関わることはできないことも理解していますが、地域の介護を支えてきた重要なサービスであり、利用者や家族に大きな不安を与えています。

また、団塊の世代全てが今年で75歳以上となり、2040年前後には要介護人口のピークと言われています。高齢者を抱えている家族でも将来的にどうなるのか心配されていますので、市の対応について質問いたします。

1つ目、空床型サービス移行の問題は。来年度より神東会の別施設である特別養護老人ホームたんぼぼ苑で空床を使ったショートステイとして機能する施設とありますので、制度上は問題ないということです。

空床型サービスは、本来の入所者が一時帰宅や入院などでベッドが空いたときのみに使われることが多いと言われております。ベッドが埋まっていると利用できなくなるのではないかと心配していますが、そうした場合どのような対応になるのか伺います。

また、通常、ショートステイ利用は予約制で利用されていると思いますが、家族の急な用事などでショートステイを利用したい場合、ベッド数も少ないようなのでどのような対応になるのか伺います。

2つ目、ショートステイの移行計画は。既存のショートステイは30床あり、そのうち約20床程度が利用しているとあります。特養たんぼぼ苑でショートステイの利用を段階的に受け入れし、利用枠は10人前後を予定しているようですが、段階的とは具体的にどのような計画なのか伺います。

また、10床前後を準備する間の対応も併せて伺います。

3つ目、団塊の世代対応は。2040年前後が要介護人口のピークと言われています。15年後のショートステイの利用者も増えてくると考えられます。地域包括ケアの観点から、市としての長期的ビジョンを伺います。

また、今回の休止要因は夜勤職員の欠員補充が困難であることが挙げられていますが、介護職員確保は以前より言われています。2040年問題に向けての職員確保について伺います。

4つ目、説明会での意見は。今回、2回利用者及びその家族に向けての説明会と施設見学があったようですが、参加された皆さんの不安解消となったのか、また、どのような意見があったのか、分かればお聞かせください。

以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

神岡町のショートステイ休止に関する御質問ですが、市の立場と私どもが把握しております情報の範囲でお答えをいたします。

また、1点目の空床型サービス移行の問題、2点目のショートステイの移行計画については関連がございますのでまとめてお答えいたします。

神岡地区での新たなショートステイ事業の確保は、人材確保の面から難しい状況です。そこで、特別養護老人ホームたんぼぼ苑で、空床を利用する形を取ることとなりました。

神東会からは、1月に4床、2月に6床と段階的にショートステイ用のベッドを確保し、受入れを始めると聞いています。

ただ、これにより一時的に神岡町内の特養への入所が難しくなる可能性があります。このため現在、当該法人の特養に申し込んでいる55人の待機者の方々には、他の市内特養へも同時に申し込むなどの対応が必要になる場合があります。

緊急でショートステイを利用したい場合は、定期利用者との調整が必要になりますが、高山市や古川町、大沢野町の施設と既に契約を交わした方もいらっしゃるようです。市としては、こうしたケースの緊急支援として、古川や富山方面へ移送に係る支援を検討しているところです。

次に、団塊の世代対応についてお答えいたします。市では介護保険事業計画を長期ビジョンとして位置づけております。要介護認定者の数は、厚生労働省の見える化システムで推計していますが、実際の数字とはずれが生じています。例えば令和7年の推計は1,682名でしたが、今年4月の実際の認定者数は1,606人と予想より少なくなっています。全国的には2040年に要介護認定者がピークを迎えるとされていますが、私たちの地域では既にピークを過ぎており、今後は緩やかに減少していくものと考えられます。ただそれでも、医療・介護スタッフの確保は引き続き重要な課題です。特に、夜勤者の確保が難しいため、市独自の交付金や人材確保支援など、様々な対策を講じております。

今回、神東会がショートステイ用に準備する部屋は主に2人部屋や4人部屋で、個室は2室だけと聞いております。個室を希望される方にとってはこれまでと同じ利便性を得るのは難しいのではないかと考えております。

最後に、4つ目の説明会での意見についてお答えいたします。神東会は11月に2回、特養の施設説明会を開催しました。参加者からは4月以降の在宅生活に不安を感じている声や、従来と空床ショートでの変化に対する質問などがありました。山之村地区への送迎や食事介助についての質問には従来どおり対応可能とのことでした。

なお、将来的なショートステイの復活については、建物の利活用を含めて未定と回答されたと伺っております。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。一点確認なんですけど、今、確か部長の答弁では、今度の特養は空床型なんですけども、最終的には10床を常に確保しているということによろしかったでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

10床を目標にというふう聞いておりました、先ほど申しましたが、その段階的に4床、6床、あるいは8床、10床といつになるか分かりませんが、昨日も前川議員の質問にお答えしましたけれども、退所者が出ないと空かないものですから、確実に10床ということではないというふうに認識しておりますし、神東会のほうからも取りあえず10床をというふう聞いておりました、それより増えるのか、そこら辺はちょっと未定であります。

○6番（上ヶ吹豊孝）

現状は30床あって、約20床を利用されているということで、今の答弁ですと、最終的に目標は10床程度というので、それがいつになるか分からんという返事ということで、これは市民の方が使うんですね。部長の答弁を聞いていると、うちは伝えるだけの話しか思えんですけど、これは市民の方が利用するんであって、先ほども富山、高山、古川へ移送するというのでしたけども、若い方が富山とか高山へ行くには問題ないんですけど、これは精神的にも肉体的にも弱い高齢者の方がそういったところに行くということは、ひょっとしたら富山へ行くんなら、もううちにおるわということになったりとか、結局ショートステイは介護疲れの家族の方が利用するというのもうたってあるんで、いつになるか分からんとか、そういうのでは、今でもショートステイは二、三か月前に予約しないと入れないということも聞いているんですけど、その対応を市として市民が使うんですから、もう少し検討できませんか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

まず、旭ヶ丘ショートステイを休止するということがやむを得ないということは御理解していただけたと思いますし、説明会の中で、御家族のほうからもやむを得んという意見をいただいているそうです。

10床の確保も確実でないということに対する不安なんですけども、そういう休床したということで、今度例えば古川の寿楽園ですとか、さくらのほうですとか、そういうショートステイをやっているところがもし空きがあれば、やはりそちらを利用していただくよりほかないと思います。施設がもうないんですから、神岡町内になれば神岡町外へ求めるしか仕方ないと思っております。

それで、本人には、おっしゃるように身体的な負担はもちろんかかるかと思いますが、経済的な負担だけはないように、こちらのほうでその移送に関する支援をしたいということでございます。

○6番（上ヶ吹豊孝）

確かに今の旭ヶ丘のショートステイは経済的というか、企業として成り立たないので休止するというのは理解するんですけども、ほかの、例えば古川にしても、高山にしても、富山にしても、

結局空いているかどうかの話だと思いますよね。多分全国的にどこもそういったショートステイ、特養とかも満床というふうに思います。そうすると、先ほど言いましたけど、本人も大変ですけど、見守っている家族の方も大変だと思います。これはなかなか答えは出ないと思うんですけども、利用者が利用しやすいようにやらないと、高齢になってからこういった精神的とか、肉体的不安というのは物すごくダメージが大きいと思うんで、市民福祉部として柔軟に利用者や家族が負担にならないようなことを十分検討していただいて、できれば神岡の特養10床と言わずに、空けるだけ空けてほかの移動がないように努力していただきたいというふうに思います。

それと、ピークは過ぎたというふうに部長今言われましたけども、2040年問題というのは今年度で75歳になられるんですけども、2040年問題というのは15年先ということは今の方が90歳ですよ。だから私、今の方は元気なんで、90歳まで元気に生活していただければいいんですけども、普通でいいますと、大体85歳ぐらいから利用されることが多いと思います。そうすると、あと10年しかないんですよ。そうすると、今ピークは下がったといいますけれども、私は継続して緩やかに上がるのか、急激に上がるような気がするんですけども、そのときの対応は検討されているのか、ピークが済んだから大丈夫だという話なんですけども、本当に全国のレベルじゃなくて、飛騨市の特に神岡町のもし数字が分かればお聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

申し訳ございません、具体的な数字は今ここでは把握しておりませんが、ピークにつきましては、今、特養もちょっと回転が速くなったということは、昨日も市長のほうから答弁があったとおりですけども、そのように承知をしております、私どもとしてはピークが済んだんじゃないかと。これからその要介護者が団塊の世代の分だけどんどん増えていくか、それとも一緒なのか、減っていくのかということとはちょっと分かりませんし、そういう要介護認定者を増やさない努力を私たちはしております。なのでちょっとはっきりしたことは言えないんですけども、一応これからそういう要介護認定者は人口とともに減っていくという前提で、今、いろんな施策を進めているところでございます。

○6番（上ヶ吹豊孝）

ぜひ数字的なものをつかまないと、全国的なレベルで考えてもこの地域に合わないと思うので、ぜひその飛騨市の特に今神岡町のショートステイが休止になるということで、ちょっと神岡の団塊の世代、その後の我々も含めて、もうそういったことを把握して、計画的にやらないと、介護の今後の在り方も問題になってくると思いますんで、ぜひ、飛騨市の神岡町の年齢層の把握を行っていただいて、対応していただきたいというふうに思います。

それとあと、先ほどまた戻りますけど、神岡のたんぼぼ苑に移った場合、空き床がなかったらほかの地域ということなんですけども、今部長のお話では、その利用する側が送迎してくれるという話でしたけども、どこも今、神岡の特養もそうなんですけども、ドライバー不足ということを言われてよく求人に出ておるんですけども、ほかの地域の特養、ショートステイもそういった人材不足で本当にドライバーの余裕があるのかということと、当然介護士の余裕もあるのかというのはちょっと私は疑問に思うんですけど、どこの辺まで受入れ体制、輸送体制が取られているのか、具

体的にもし分かればお願いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

基本的にはそういった移送の車を持っている事業者につきましては、そこが移送して下さるということですが、おっしゃるとおり、そこだけでは足りないということも考えられますし、例えば富山なんかですと、富山の事業者が果たしてこちらまで送迎してくれるかどうかということも分かりません。

それで、先ほどの話で、市として支援したいのは移送業者、介護タクシーについて支援をしたいと思っております。古川の事業者で介護タクシーやっているところもございますし、先日、古川で1事業者がこの福祉有償運送のほうに参入されましたので、ちょっと移送のその車自体は確保できると思いますし、そんなに毎日、毎日、何回も、何回も走るものではないと思いますので、恐らくタイムリーには送迎できるものと考えております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。利用者の方で心配されたのが、今は例えば旭ヶ丘のショートステイが満床の場合、古川とかに空き床があったときに、そのときは家族の方が古川の施設へ入れるんで、今回もそうなら富山へ行ったり、高山へ行ったり大変やなということがあったんで、今聞くと、そういったことじゃなくて、市で介護タクシーなり、もしうまくいけば受入先の車で移送してくれるということでしたので、ぜひ家族の負担が少なくなるようお願いしたいというふうに思います。

最後になりますけど、結局利用するのは高齢者ですし、何回も言いますが、精神的にも肉体的にも弱い方がほかへ移るといふ、長距離で移るといふことは大変な思いをありますので、何とかやっぱり神岡町なら神岡町内、古川なら古川町内でちゃんと入所できるようなことを努力していただきたいというふうに思います。これは単に施設の問題だけでなく地域高齢者全体に関わる問題です。これだけ一生懸命やるのは私もそんなに遠くない時間にもう利用するかもしれませんので、私が入った場合には快適な老後を送りたいなという気もありますので、ぜひその辺十分検討されて負担のないようお願いして一般質問を終わります。

〔6番 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、6番、上ヶ吹議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時55分といたします。

（ 休憩 午後1時50分 再開 午後1時55分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

4番、水上議員。

〔4番 水上雅廣 登壇〕

○4番（水上雅廣）

発言の許可をいただきましたから始めさせていただきますけれども、早いものであつという間に1年、もう年の瀬が近づいてまいりました。今年、最後の登壇者ですので、来年に向けてちょっと明るく元気がいただけるような答弁を、そこにある原稿に限らずしていただけるとありがたいというふうに思います。

それでは、始めさせていただきます。まず、畜産農家の支援についてということで何点か伺いをさせていただきたいと思います。

畜産・酪農とともに厳しいのが飼料高騰だ。20年の平均価格を100とした物価指数は直近10月で136.8、最も高かった22年は149.8で、ウクライナ危機以前の5割高。飼料代は畜産・酪農経営の40から60%に上り、農家所得への影響は大きい、こんな記事を目にしました。

飼料価格が高騰する原因としては、中国などでの需要が旺盛なこと、ロシアのウクライナ侵攻による穀物流通量の減少、中国やロシアの輸出制限、歴史的な円安、そういったものが挙げられています。

現下の物価高による消費低迷の影響などもあり、子牛の市場価格は不安定となり、少し前までは黒毛和牛で50万円を下回る価格での取引が続き、飼料価格の高止まりと相まって子牛を供給する繁殖農家が本当に厳しい状況下にあると言われていました。直近ではかなり持ち直してきたというふうにお聞きしておりますけれども、果たしてそれが安定するのかわかりません。

一方で、肥育農家も飼料価格の影響や枝肉価格の低迷もあって経営状況は本当に厳しい状況にあります。繁殖農家がいなければ肥育経営は成り立ちません。肉用牛生産全体の存続が懸念されます。

市では、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条第4項の規定に基づいて、飛騨市における酪農及び肉用牛のおよそ10年後の生産目標を定めた市町村計画が作成してあります。この進捗も含めて、以下を伺いたいと思います。

まず、飛騨市酪農・肉用牛生産近代化計画書の見直しについてですけれども、令和3年度から令和12年度の10か年を計画期間とした飛騨市酪農・肉用牛生産近代化計画がありますけれども、今折り返しの年に当たり、本計画の推進状況をお尋ねいたします。

また、法第24条の5には、地方公共団体の長は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する施策を実施するに当たっては、市町村長にあっては市町村計画に即してしなければならない。そんなふうにありますけれども、次にお聞きする3点目との整合性も含めてお尋ねをしたいと思います。

次に、今の現状の認識についてですけれども、畜産農家の経営状況など聞き取りを行われたというふうにご伺いしておりますけれども、そのときに市はどのような状況認識を持たれたのでしょうか。聞き取りをされた後、時間もたっておるんですけれども、畜産業の現状についてどのように分析されておるのか伺いたいと思います。

3点目ですけれども、飼料購入等への支援についてということですが、農家の方とはとにかく飼料価格の高止まり、これによる経営の圧迫を口にされます。そのほかにも導入資金の貸し渋りですとか、返済に追われて運転資金のやりくりで四苦八苦しておるといようなこと、それから市場への牛の搬送費、輸送費、これも経営を圧迫する要因になっているといようなことをいろいろとお伺いをいたしました。

さきにお尋ねをした現状分析も踏まえ、こうしたことに対する支援策を何とか講じていただけないかというふうに思っておりますけれども、検討いただけないかを伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

畜産農家支援について、1点目の飛騨市酪農・肉用牛生産近代化計画における現在の状況をお答えします。計画書は、平成30年度の実績を基に令和12年度の目標を設定し、5年ごとに見直しを行うものです。計画目標は、飼育頭数をはじめ、肉質改善、枝肉重量など多岐にわたります。主な数値目標である飼養頭数、粗飼料自給率、飼料作物の作付面積について説明します。

飼養頭数は、乳牛、和牛繁殖雌牛、和牛肥育牛の増頭を計画していましたが、実際はいずれも減少となっております。特に、和牛繁殖雌牛は計画策定時の1,070頭と比較し855頭と約200頭の減少となっております。粗飼料自給率は、飼養頭数の減少もあり、平成30年度約55%から令和7年度には約67%に上昇しましたが、飼料面積の作付面積は約124ヘクタールから115ヘクタールにやや減少し、計画の155ヘクタールには及んでいない状況です。

2点目の畜産農家の現状の認識についてお答えします。市では、家畜診療等を通じて畜産農家の現状を把握しており、飼料代や資材費など物財費の高騰、子牛価格の低迷が経営を圧迫し、資金繰りも厳しいと聞いています。

本年8月8日から10日の3日間、市役所で農家ヒアリングを行いました。粗飼料をはじめとする物財費や飼料運搬、基金返済方法の変更、肥育用雌牛導入、資金繰りについて多くの相談が寄せられました。

繁殖農家では、子牛生産費が子牛価格を上回る状況にあり、酪農家や和牛肥育農家では飼料費上昇による粗利益の減少が見られています。これらの聞き取りから、現在の経営環境はこれまでに経験したBSEや新型コロナの影響下を上回る極めて厳しい状況にあると認識しております。

3点目の飼料購入、導入資金及び運転資金への支援についてお答えします。

畜産農家からの聞き取り結果を踏まえ、本年11月6日に市長が農林水産省へ出向き、畜産振興課長と面談の上、要望を行いました。この場では、既存補助事業の提案がございましたが、配合飼料価格安定制度のような直接的支援には消極的な姿勢でした。

運転資金への支援については、国の酪農・畜産農家向けの金融支援策について説明を受け、今後検討の余地はありますが、飼料価格の高騰を受けた今の畜産経営の状況では、金融機関の審査を通ることは大変厳しい状況と考えられます。このため、導入資金については市の肉用繁殖雌牛導入基金の返済方法を5年目一括返済から4年分割返済に変更し、農家負担の軽減を検討中です。

さらに、多くの農家から要望があった粗飼料購入支援を重点的に実施することが必要であると

考えており、現在、臨時国会に上程されている物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しての支援を検討しているところです。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○4番（水上雅廣）

ありがとうございました。私が農家の方から聞かせていただいたのと同じような感触で考えていただけたということだろうと思います。次の質問の答えまで今言われてしまって、次どうしようかなと思っていますけど、でもそうやって真剣に考えていただけたら本当にありがたいなと思っています。

粗飼料の関係ですけれども、また、前回、あれはコロナ、物価対策でやっていただいたんですけど、あのときと同じような考え方でやっていただけそうなのか、もう少し具体的に答弁がいただけるのならしていただきたいなと思いますけれども。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

水上議員の御指摘のとおり、この問題というのは、ほとんどが、8割近くが輸入飼料ということなので、国内だけでは考えられないようなこととなります。その上で非常に支援としても難しくなってくるわけなんですけど、我々としましては先ほど申し上げましたように、新型コロナ禍以上に、これまでの中で最も厳しいという認識でおりますので、そういった意味でしっかりとした支援を強化していきたいというふうに考えております。

○4番（水上雅廣）

ありがとうございます。何とか早く手を打っていただいて、少しでも経営が好転換できるようにお願いをしたいと思います。先ほど計画に比して半分ぐらいというようなお話もありましたし、やはり飛騨牛、これは飛騨市の特産でもありますし、何とか農家をしっかりと守っていただいて、需要の拡大も図っていただきたいなというふうに思います。

それから、市長も農林水産省に行かれたということですのでけれども、またいろんな面で声を上げていただいて、農家支援のほうよろしくお願ひしたいと思います。

若い農家からは、自分たちがもう声を上げて、自分たちでも積極的に働きかけをしないとこれはもういかんのかなという、ただ単に行政側にお願いをしておるだけではもうというようなことも言っておるような農家さんもありますから、そうしたこともひとつきちっとお酌み取りをいただいて、声を聞いていただいて、しっかり届けていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひをします。

1点目についてはそういうことで終わらせていただきます。

それでは2つ目、大きな項目の2つ目、物価高騰対策についてですけれども、幾つかお聞きをしようと思ったんですけども、既にこれまでの答弁とか今ほどの答弁とかでお答えをいただいております部分もあるので、なるべく再質問がないようにしようと思っていますけれども、国のほう、今国会のさなかですけれども、今の物価対策等々における補正予算18兆円ちょっと出されまして、今日の新聞の報道では、今日、衆議院を通過するような予定だというようなことで書いてありました。17日の最終日には可決をして、速やかに手続に入られるというようなことでお聞きをして

おります。

そんな中で、今回は重点支援地方交付金についてですけれども、11月21日に閣議決定されておりますけれども強い経済を実現する総合経済対策では、重点支援地方交付金について、地方公共団体が行う物価高騰対策を支援するため、推奨メニューということで、生活者については、小中学校における学校給食費の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイントの発行による消費下支えの取組、LPガス、灯油使用世帯への給付などの支援、事業者については、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療、介護、保育施設、学校施設、商店街、自治会等に対し、エネルギー価格や、食料品価格等の物価高に対する支援、それぞれ示しています。また、いわゆる今ちょっとにぎわしておりますおこめ券ですけれども、電子クーポンをはじめとする食料品の物価高騰に対する支援、そうしたものをメニューに追加された、重点支援地方交付金のさらなる十分な追加を行うということで、その際、地方公共団体における水道料金の減免にも対応するというようなことにされています。

高市総理ですけれども、会見の中で重点支援地方交付金を拡充し、2兆円を措置します。1世帯当たり平均1万円程度の支援に相当する一般枠に加えて、食料価格高騰を踏まえ、1人3,000円相当を別枠で特例加算分として措置します、こんなようなことを述べられております。

飛騨市の金額についてですけれども、これまでの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こうしたものの実績などからおおよその事業費は推計をされるのではないかなというふうに思います。また、使途についてもこれまでいろいろ取り組まれてきた成果なども検証された上で今検討されているのだろうというふうに思っております。そうしたことで、検討状況ということでお伺いをしたいと思いますけれども、国の補正を受けての物価高騰対策、国は年内の早期実施を目指すと言っておりますけれども、実施するのは自治体ということで、なかなかこれはそんなそうそう軽々にやれと言われてやれるものでもないなというふうに思っておりますけれども、ただ、次の定例会というわけにもいかないのということだと思っております。先般、1月に臨時会をというようなことでお聞きをしております。早々に手を打っていただけるんだなということがありますけれども、そんな中で、重点支援地方交付金について、推奨メニュー、幾つも提示をされておりますけれども、現時点で飛騨市としてどのような対策を打ち出すことを考えていらっしゃるのか、できる範囲で検討の内容を含めてお聞きをしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

物価高騰対策につきましてのお尋ねでございます。重点支援地方交付金の検討状況についてお答えをしたいと思います。

まず、もう一回整理しておきますけれども、国の動き、現時点の状況ですが、今回の物価高騰対策は、11月21日に閣議決定されまして、28日に総額2兆円の重点支援地方交付金を含む補正予算案が現在国会で審議されておるということでございます。内閣府からの事務連絡では、重点支援地方交付金は物価高騰の影響を受ける生活者や事業者を支援するため、自治体が地域の実情に応じて取り組む際の財源というふうにされておまして、推奨メニューも示されておるわけでござ

います。

今回の交付金なんですけども、特徴がございまして、食料品の物価高騰に対する特別加算というものがあということ、それから、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備ということが新たに追加されておるといところがポイントであると思います。

特に、このうち食料品に係る特別加算は、全ての自治体を実施すべき必須項目というふうに位置づけられておるわけでございます。その上でなんですけど、飛騨市の交付の見込額、交付額の見込みでありますけど、昨年度は9,341万円交付されております。これを国全体の総額で比較をして単純な試算をいたしますと、今回は全体で3億1,000万円弱ではないかと思込んでおります。そのうち先ほど申し上げました食料品に使わなきゃいけないというのが約6,200万円ということですから、この3億1,000万円弱の中で6,200万円はそういうふうに使おうということでございます。ただ、これはあくまで試算ですので、まだ正式な額の通知がございませんので、これを待ちたいと思っております。

それで、現時点で想定している支援策の方向性ということでございます。

まず、生活者支援でありますけども、国が示す推奨メニューに今おこめ券という話があるわけですが、飛騨市では実施しない方針ということにいたしております。といいますのは、物価高騰は米に限らず幅広い品目に及んでおるといことが一つ。それから飛騨市の場合、自家消費米を確保している家庭が多い。つまり、自分のところで食べる米は自分のところで作っているという家庭が多いものですから、もう初めからそこは対象にならなくなってくるんですね。そういったことで効果の公平性にばらつきが生じて、政策としての妥当性に欠けると、このように判断しておりますので、おこめ券はやらないという方針です。

それから、プレミアム商品券が推奨メニューにもありますし、全国各地、毎日のニュースでプレミアム商品券の話が出てくるんですけど、飛騨市もこれまでやったわけですが、やっているわけですが、これまでの経験から、発行事務、費用が膨大にかかる。それから、一番難しい問題が換金でありまして、金融機関で換金をしなきゃいけないんですけど、金融機関が人手不足の中でその換金が非常に難しいというお声があつて、月に1回にしてくれとかいう話も出てくるんですね。そうすると、商品券でもらった部分が換金されないと資金繰りが悪化するという問題があつて、これが今までプレミアム商品券をやらずにきた理由なんです。したがって、今回も同様な理由でプレミアム商品券を実施するつもりはございません。

だったら一律に金銭を配ったらどうかという話なんですけど、これもやっている自治体はありますし、県内でも表明しておられるところもございまして。しかし、これはもう全くのばらまきだと思っております。お金に色はありませんからそれはいいんでしょうけれども、これでは政策にならないんじゃないかと、こう思っておりますので、確実に生活の下支えとなる支援を選択していきたいというのが基本方針です。

その上で、大きく国の考え方も踏まえて市民の暮らしを早く確実に支える支援策というものが一つ。それから、物価高騰というのは長期化することは目に見えていますから、特に事業者の皆さんに基盤強化を支援する。つまり、物価高騰が長く続いても生産性を上げて利益を確保していきけるような、そういった体制を整えていただくというその2つを基本方針にしたいということで今議論をいたしております。

ですので、まずこのうちで市民の暮らしを早く確実に支える支援というところで、今検討しておるメニューを御紹介を申し上げたいと思いますが、昨日、籠山議員の御質問に水道基本料金の減免といきいき券の追加配布という話はいたしました。これはやりたいと思っております。加えて、全市民にごみ袋を配布したいと思っております、必ず使うものですので、これはある程度まとまった量、かなりの量をお配りできるようにしたいと、このように考えております。それから子供版いきいき券というのものもあるんですが、これについてもどうするかというのを今検討しておるところでございます。

それから、政府が別枠で措置している食料費高騰対策、ここは非常に配分額が多くて、単純試算でも6,200万円ということですから相当の規模になります。これを効果的にどう使うかということなんですが、先ほどのプレミアム商品券の限界というのがございますので、ここはこれまで成果を上げてきた地域電子通貨さるぼぼコインを活用したポイント還元策、これが有効ではないかというふうに考えております。これはもう何度もやってきましたから、既にノウハウは十分にあるんですが、今まで普通にこれをやりますと食料品に集中するものですから、広く事業者に行き渡らないということで短期決戦でやったんですが、今度は逆に食料品に行っていただくのがポイントになりますので、少し期間を長めにして、しかも冷蔵庫に入り切らない、1回では入り切らないので、例えば複数回にするとか、そういったことを今ポイントにしなごら検討しておるところでございます。そういったことで、できるだけ市民の皆さんの生活のお役に立てるようということを考えております。

それから、さっき申し上げましたもう一点の産業支援につきましては、省力化とか生産性向上につながる設備投資、それから地域産業の維持に資する支援ということを中心に、こうしたことを通じて賃上げ環境の整備という国がおっしゃるところと整合性の取れた施策にしたいというふうに考えておりました、設備投資等に関する支援をできないかということで、これもできるだけ使いやすい、自由度の高いものにしたいということをおもいまして、制度の検討をしておるところでございます。

それから、四半期に一遍、市内の景気動向、あるいは市民生活の状況の調査をやっておるんですが、その中でやはり依然大きな課題になっておりますのが、介護・医療施設の物価高騰の支援です。これにつきましては、私たちも、あるいは全国市長会でも再三にわたって強い要望を繰り広げてまいりまして、今回の補正予算で別途のかなり大きな財政支援が予定されております。今それを市内の医療機関・介護施設に適用した場合に幾らぐらいの支援になるのかというのを今試算をいたしておりました、それで物価高騰のマイナス分をカバーできるかどうか、これを見極めたいと思っております。もしそれでカバーできない部分があればその部分を市が支援するというので、今計算をしておるところでございます。

それから、産業というところでいきますと、今議員から御質問いただきました畜産業の飼料高騰の部分でございます。これは先ほどの部長からの答弁にもありましたように、国も県も非常に消極的な分野です。やはりここは市がやらなければほかにやる行政はないというふうに考えておりますので、この交付金の中で何とか考えていきたいということをおもいまして、今検討をしておるところでございます。

この重点支援地方交付金ですが、自由度が高いんですけれども、注意しなきゃいけないのは、

会計検査が後からあるんですね。やっぱり推奨メニューとか分野があるんですけども、あとになって危うい目に遭うということが現実にあるものですから、ちょっと国の通知を丁寧に見ながら、会計検査で指摘されることがないように、十分に準備をしていきたいと思っております。そうしたこともございますので、国からは年内の対策実施を可能な限りということで通知文書が来ておるんですが、これを年内にやるのはとても無理だということもございます。ただし、先ほど議員もおっしゃったように、交付金の趣旨から考えて、3月定例会というのはこれは遅過ぎると思っておりますので、迅速に対応していきたい。したがって、12月半ば、間もなく恐らく予算が成立すれば交付限度額が通知されると思いますので、それをもって現在の施策の内容、検討を進めている施策の内容を調整して、その上で現時点では1月中に臨時議会を招集させていただきまして、この補正予算を上程したいということを考えております。これにつきましてはまた議長をはじめ議員の皆様方、議会の皆様方と相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○4番（水上雅廣）

丁寧ありがとうございます。市民の皆さんもこれ聞いて、ああ、市はこういうことをやってくれるんやと思ってくださる方も多くいてくださればいいなと思います。次が臨時会ということですから、ちょっと事前にこのことについては市民の皆さんも興味がおありのことだろうということだと思ったものですから質問させていただきました。

水道料金、これは先手を打たれましたけども、おっしゃらなかったら、というか昨日なければ私がこれでどうしてもお願いしようかなと思っていて、もう先越されてちょっとという思いもありますけれども、畜産業についてもお話をいただきました。ごみ袋も非常に効果のある対策ではないかというふうに思います。さるぼぼコインなんですけど、みんなに行き渡るといいですか、皆さんが使っていただけるような方向で、持ってなきゃ駄目なんですけども、その辺の普及も含めて、やっぱり多くの人に使っていただけるようなことも、ちょっと対策も考えていただきたいなというふうに思います。

あとは今、鋭意検討をされておるといことでしょうから、1月、早期に臨時会を開いていただいて、そのときにまた十分お聞きをして、市民の皆さんにちゃんとこの交付金がしっかりと行き渡るようにしていただければありがたいなというふうに思いますので、ぜひ御検討のほうを真剣によろしくお願いをします。

もう全てお答えいただきますから、本当にもうあとない、もうほぼこれで終わってもいいくらいなんですけど、そうもまいりませんので3点目に移らせていただきたいと思っております。

指定管理施設の今後ということなんですけれども、今年の3月の一般質問でもお尋ねをしたんですけれども、公共施設の整理・統合についてですけれども、このときには主に4種類の20施設の検討の方向性についてということでお尋ねしましたけれども、今回そのことも含めて、今回の議会に指定管理施設の指定管理者に関する案件、これが上がっておりますので、その中から少しお尋ねをしたいと思います。

まず、1つ目ですけれども、指定管理料について、現在ある指定管理施設の中で一部の機能を

廃止することで指定管理料の圧縮が可能であるかどうかを検討する。このようなことを前に答弁としていただいております。今回上程をされました施設について、そうしたことの検討、何らかの検討がなされたのかどうかを伺いたいと思います。

それから、施設の用途変更とかについてですけれども、今回上程された施設について、4類型、20施設に分類された施設に限らず、施設の用途変更や所管替え、あるいは連携、廃止、民間譲渡、こうしたことについては検討されたのかどうか伺います。

それから、最後に検討委員会の設置についてですけれども、施設の今後の在り方を検討していくのに、やはり庁内組織、横断的な協議機関のようなものはやっぱりあったほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、改めてそのことについて伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

指定管理施設につきましてのお尋ね3点ございました。私からは3点目の検討委員会について御答弁申し上げたいと思います。

3月議会の一般質問の際にも部署を超えた庁内協議の場が必要だという御指摘を賜ったわけです。現在、来年度から市民の皆さん、代表10名程度を委員とする検討委員会を設置したいと考えておまして、その検討委員会において、20施設の現地確認なども行っていただきながら、丁寧に方向性を検討していただきたいというふうに考えておるところでございます。

今回の指定管理者の募集については、当然指定管理期間の途中にこういった見直しが進むということになりますので、施設の規模や機能を大幅に見直す可能性があるということを仕様書にも記載をいたしております。したがって、今議会に上程する施設を含めまして、指定管理期間満了のタイミングにかかわらず、検討委員会の意見を踏まえて施設の縮小、または廃止があり得るものと考えておるところでございます。

ただし、その判断というのは決してこれは容易なことではございませんから、周辺地域とか市の状況、それから各施設の現状や課題、そうした背景にある要素、そうしたものを共有して、丁寧に手順を踏んでいく必要があるというふうに思っております。その前段として、議員御指摘の各施設の担当部署や振興事務所などの情報共有や連携を図るための庁内会議、これを年度内に複数回開催をしていく方針でございます。

いずれにしても丁寧に進めたいと思っておりますし、庁内の会議と市民の皆さんの委員会というものを連動させながら慎重に検討を進めていきたいと考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔建築企画監 田中義也 登壇〕

□建築企画監（田中義也）

続きまして、私からは1点目と2点目についてお答えします。

まず、1点目の機能廃止などの検討についてですが、今議会に上程した施設のうち、飛騨かわ

いスキー場については指定管理料の抑制や将来的な投資を抑えるため、4つあるリフトのうち、比較的用户数の少なかった第2リフト及び第5リフトを休止し、グレンデ面積を縮小することを前提として指定管理料を算定しており、電気料金や人件費等の減少を織り込んでおります。

また、流葉の古畑運動場につきましては、立地が悪く、利用者数が限られていたことから、施設を休止することとし、次期指定管理料から除外しております。

そのほかの施設につきましては、先ほど市長から答弁しましたとおり、指定期間満了のタイミングにかかわらず、随時検討を進めてまいります。

次に、2点目の施設の用途変更などについてお答えします。

施設の用途変更や所管替え、連携、廃止、民間譲渡の検討につきましても、来年度からの検討委員会で丁寧に議論を進めていくことを考えておりますので、この中で検討を本格化させてまいります。

〔建築企画監 田中義也 着席〕

○4番（水上雅廣）

ありがとうございました。このことは何回も申し上げますけれども、心と頭と違う方向に行きそうになる自分もあり、執行部の皆さんも多分そうだと思います。もう市民の皆さんにはそこら辺りをしっかり納得してもらわなければ、なかなかこの計画といいますか、これの実行というのは難しいと思います。今ほど市長答弁いただきましたけれども、市民の検討委員会、それから庁内のそうした団体協議、丁寧に進めていただけたということでしたから、そうしたことの感情みたいなどころに入られるか入られないかは別にして、含めてぜひ丁寧に議論をいただきたいというふうに思います。

一つだけ今回、なかんじょ川施設、これがいまだに応募がない状況なんですけど、この先、この施設はどういうふうになっていくのか、お考えなのか、それだけをお聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□建築企画監（田中義也）

なかんじょ川施設につきましては、今ほどありましたように、今回の公募で応募がございませんでした。ですので次期指定管理者とか、管理方法も決まっていない状況ですけれども、実はナチュラルみやがわを応募いただいた事業者の方からは、実はこのなかんじょ川についてもちょっと興味があったということもヒアリングの際に伺わせてもらいましたので、実際にじゃあどのような形ならできそうかというようなヒアリングもしたいというふうに、今ちょっと面談のアポイントを取らせていただいております。また、市内でキャンプ場を運営してみえる民間の事業者ですとか、前指定管理者でありました飛驒ゆいさんにも、今の条件で応募がなかったけれど、もし条件を変えればできそうかとか、どのような使い方があるかというのをヒアリングをこれはもうさせていただきます。その中で、確かに夏場に限定した利活用の可能性はあるんですけれども、やはりどうしても一番ネックなのは冬の管理ということも聞かせていただきましたので、なかなか今と同じ条件では再公募はできないなというふうに考えておまして、今後まだちょっと決定はしていませんけれども、いろんな民間のノウハウを使って活用いただける方法などを探る方法としてサウンディング調査などもしながら、今後の活用方法を検討していければという

ふうに、今のところは考えております。

○4番（水上雅廣）

あそこの施設はコテージとか、結構ちょっと老朽化が著しいといえますか、そういうふうにも聞いています。それからトイレの問題もあると思うんです。その辺りもちゃんと整理をした上で、再募集というか、再々募集なのか分かりませんが、考えていただいて、どういうふうにしていくのか、やっていただきたいなというふうに思います。できれば今、募集されるときにそうしたことも含めてやっていただけたらよかったのかなというふうに思っていますけども、今後のこととしてそのようにお願いをしておきます。

それでは、かなり早いペースですけれども4点目に移らせていただきます。熊の駆除対策ということで、これはもうさんざん何人もの議員がやっていらっしゃいますから、今さらこの全文を読み上げるまでもないなというふうに思いますが、少しだけはしょって読ませていただきますと、この対策について、熊のパッケージみたいなもの国のほうで出されていますね。それから、補助金についても、指定管理鳥獣対策事業交付金とか、鳥獣被害防止対策総合交付金とかいうものを、これを拡充しながらということですかね、使いやすくして、それぞれの自治体で熊対策に充てていただきたいというようなことを国で言いながらパッケージをつくられた。大方飛騨市としては、先般の答弁の中にもありましたけれども、放任果樹の話とかを含めて、もう対応されていることが相当数あることをまた国のほうでもこうやってパッケージで出されてというような感じもあるんです。ということは逆に、これまでのことをこういったものを使いながらまたやっていけるということなのかなというふうに思います。

それ以外のところ、市が独自で取り組むものについて、特別交付税の措置を講ずるというようなこともうたっていました。

そうした中で、これは今検討中ということでしたけれども、ガバメントハンター、これもいろいろと注目を浴びておりますので、これについてだけをお聞かせをいただきたいなというふうに思っております。

飛騨市でガバメントハンターの必要性、またその在り方、これは公務としての手当とか、運用とか、問題、課題がいっぱいあるということでありましたけれども、どういうふうに考えていらっしゃるのか。あとサポートセンターの話も先ほどどこかで触れられましたけど、そういったサポートセンターとの関連性も含めて伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

熊の駆除対策としてのガバメントハンターについてお答えします。

まず、ガバメントハンターとは、自治体が狩猟免許を有する者等を常勤職員で任用することをいいます。つまり市職員という立場で速やかな捕獲・駆除対応と専門的知識を生かした鳥獣対策への推進に取り組むことが想定されます。

現在、捕獲駆除対応については、狩猟免許を持つ猟友会員等88名に非常勤職員の立場として、飛騨市鳥獣被害対策実施隊に任命し、有害鳥獣捕獲活動に従事いただいているところであり、出

没地域におけるわなの設置や捕獲も市からの連絡に応じて速やかに対応をいただいております。

また、本市では、飛騨市鳥獣被害対策サポートセンターとして、ハンターが所属する民間事業者に委託をし、鳥獣被害に関する市民の困り事対応をはじめ、鳥獣対策についても随時相談できる体制を整えており、専門的知見が必要な場合には相談しながら鳥獣対策に取り組んでいるところです。

また、本年のような熊の出没が多発し、緊急的に捕獲をしなければならない際には、捕獲対応も実施しており、実質的にガバメントハンターに近い役割を担っていると考えております。市として、ガバメントハンター制度を運用するかについては、小笠原議員の一般質問の際にも触れましたが、まず、高度な知識と経験が必要であり、育成に時間がかかること、突発的な出動になること、また、庁舎内での銃器の安全な保管・管理方法など、現時点では課題も多い状況にあります。現在の鳥獣対策の取組を継続しながら、まずは他自治体の取組事例を調査・研究し、導入の可能性を慎重に検討してまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○4番（水上雅廣）

ありがとうございます。何でこれを出したかという、実は職員の中でも何人か持っていたらいいですね。駆除に向かわれることがあると聞いていますけども、結局、有給休暇を取って対処されておるといふように伺ったんです。そんな中でのガバメントハンターというのがあったものですから、それがどうなのかなという、そういう職員の位置づけをはっきりしてあげたほうがいいんじゃないかなと、そんなことを思ったものですから、あえて質問をさせていただきました。

私、猟友会にも所属しながら、職員でもありながらということなんですけど、出ていくのはいいんですけども、有休消化、くどいんですけど有休消化ですから、そうした辺りがどうなのかなと思っておりますけども、その辺りはどういうふうにお考えでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

ちょっとそこをまた検討したいと思えます。ちょっとあんまり体系的に検討していなかったんですけど、職務としていくというのを認めるというのが一つありますし、職務専念義務みたいなことを免除して、その上で兼業みたいな形というのもあり得るかもしれませんし、あるいは休暇なんかも特別休暇ということも考えられますので、ちょっとここは考えてみたいと思えますのでお願いします。

○4番（水上雅廣）

ぜひそういう職員の処遇についてもお考えをいただきたいと思えますし、もう最後にしますけども、くどいんですけど、ガバメントハンターについては検討しながら、国のほうでは短期の目標というようなことで言うておるんですけども、検討しながら、どっちかというそれ以外のところでもう少し柔軟に熊対策ができるような方向にしたいというようなお考えなのか、いや、いや、そうじゃなくて、さっき部長が言われた常勤としての待遇のような感じでガバメントハンターの育成をしていきたいのか、どんなふうにお考えなのか、お聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

実は今のサポートセンターも将来的にこういったことが出るんじゃないかなということで、現実的な一番いい方法が何かということで、数年前から設置したわけでございます。それで、一くくりではなくて、この地域、あるいは市役所、猟友会、実情に合って、一番迅速に、合理的に対応できる、つまり仕組み化をどう図るかというのが多分一番大事かと考えておまして、そういった意味で、例えば先ほど都竹市長が御答弁されていたように、今、実際、狩猟免許を持っている職員がこういった形で、時には動きやすいんじゃないとか、あるいはそのサポートセンターの事業者としての育成とか、そういったことを総合的に考えて、飛騨市独自のそういう獣害対策の仕組み化を順次進めていきたいというふうに考えております。

○4番（水上雅廣）

ありがとうございました。何にしろもう熊については、声を上げられるところとそうじゃないところ、さんざんそういったお話もありました。必要以上にあおったりあおられたりというようなことがないようにとありましたけれども、的確に、出たときにしっかりと対応をしていただきたい、もうそれだけのことなんです。やっつけていただいていると思っておりますし、そういう姿も拝見をさせていただいていますからいいんですけれども、ただ、猟友会にも過度な負担になるようなことだけは、これも少し片方では考えていただかなきゃいけないというふうに思っていますから、その辺の対応についても検討いただきながらお願いしたいということで質問のほうは終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔4番 水上雅廣 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、4番、水上議員の一般質問を終わり、質疑並びに一般質問を終結いたします。

◆委員会付託

◎議長（澤史朗）

ただいま議題となっております、議案第107号、飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第137号、指定管理者の指定について（流葉交流広場、流葉自然休養村運動場）までの31案件につきましては、お手元に配付しました常任委員会付託一覧表のとおり常任委員会に付託いたします。

次に議題となっております、議案第138号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）から議案第141号、令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算（補正第2号）までの4案件につきましては、お手元に配付しました予算特別委員会付託一覧表のとおり予算特別委員会に付託いたします。

ここでお諮りいたします。明日、12月12日から12月17日までの6日間は、議案精読及び常任委員会、予算特別委員会審査のため本会議を休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、12月12日から12月17日までの6日間は本会議を休会とすることに決定いたしました。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は、12月18日、木曜日、午前10時を予定しております。本日はこれにて散会といたします。

（ 閉会 午後2時48分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

澤 史朗

飛騨市議会議員（1番）

佐藤 克成

飛騨市議会議員（2番）

中田 利昭